

平成29年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月13日(火)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
2番 林 太平 議員	15
5番 常山知子 議員	17
11番 内海勝男 議員	26
○町長提出議案の報告及び一括上程	34
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	34
・議案第19号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	35
・議案第20号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	37
・議案第21号 平成29年度皆野町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	47
・議案第22号 町道路線の認定について	
○日程の追加	48
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第23号 皆野町文化会館空調設備更新工事請負契約の締結について	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	52
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等一部を改正する条例)	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	55
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部)	

を改正する条例)

○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	5 6
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度皆野町一般会計補正予算（第5号））	
○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	5 7
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度皆野町一般会計補正予算（第1号））	
○発言の訂正	6 2
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	6 2
・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	6 3
・同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第3号の説明、質疑、採決	6 3
・同意第3号 教育委員会委員の任命について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	6 5
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	6 6
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	6 6
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	6 6
○議決事件の字句及び数字等の整理	6 7
○閉会について	6 7
○閉 会	6 7

○ 招 集 告 示

皆野町告示第61号

平成29年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月8日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成29年6月13日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

平成29年第2回皆野町議会定例会 第1日

平成29年6月13日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

2番 林 太 平 議員

5番 常 山 知 子 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第19号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 町道路線の認定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 皆野町文化会館空調設備更新工事請負契約の締結についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度皆野町一般会計補正予算（第5号））の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度皆野町一般会計補正予算（第1号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 1号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 2号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、採決

- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時15分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時15分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成29年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤径子議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
先週から梅雨には入りましたが、空梅雨模様であり、一湿り欲しいところであります。議員各位におかれましては、常日ごろから町勢進展のため地域づくり、町づくりに熱心に取り組まれておりますことに対し、心から敬意と感謝の意を表します。
本日は、平成29年第2回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。平成29年度も順調にスタートし、諸事業も予定どおり進んでいます。
ここで、幾つか町の話題、動きを申し上げます。ポピーまつりが終了しました。ことしはポピーの生育が悪いため、祭りの内容を大幅に変更し、対応しました。最終的には3万9,076人の入場者があり、天空のポピーまつりを楽しんでいただきました。
道の駅みなのが開設して、この秋で5年になりますが、農産物直売所の好調な売り上げが続いています。平成28年度における売上額は3億9,760万円で、秩父地域の5つの直売所の中でトップに躍り出ました。これは道の駅効果と、農家を中心に来客者のニーズに応えた品ぞろえによるものであります。
交通事故死亡ゼロ日が続いています。2,394日で、県下で鳩山町に次いで第2位であります。いつまでも限りなく続けたい価値ある記録であります。
浅草との交流が始まりました。6月4日には、秩父音頭チームを編成し、隅田川水面の祭典2017において秩父音頭を披露し、大変好評を受けました。また、8月14日の第49回秩父音頭まつりに招待し、交流を進めていきたいと思っております。
本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり12議案であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

12番 宮原 睦夫 議員

1番 大塚 鉄也 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの3日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

3月19日、秩父斎場で開催の秩父斎場竣工記念式典に、26日、秩父宮記念市民会館で開催の秩父宮記念市民会館並びに秩父市役所本庁舎開館記念式典に、27日、横瀬町役場で開催の秩父地域議長会第4回定例会に副議長と出席しました。

月が変わりまして4月15日、小鹿野町で開催の小鹿野春まつり観光懇談会に出席しました。

月が変わりまして5月14日、東秩父村和紙の里で開催の和紙の里文化フェスティバル観光懇談会に、15日、秩父農園ホテルで開催の秩父青年会議所創立55周年祝賀会に、24日、秩父地方庁舎で開催の三議員連盟役員会に副議長と出席しました。25日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会臨時理事会に、29日、横瀬町役場で開催の秩父地域議長会定期総会に副議長と出席しました。31日、東京中野

サンプラザホールで開催の全国町村議会議長会正副議長合同研修会に出席しました。

月が変わりまして6月1日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会臨時総会に、4日、東京浅草で開催の隅田川水面の祭典に出席しました。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。下水道組合議会より報告をいたします。

4月28日、下水道組合議会全員協議会が開かれました。議題は、下水道事業全体計画の変更についてです。これは、今まで下水道事業計画として進めてきた整備区域の見直しを行うものです。詳しい内容につきましては、議員の皆様にご配付いたしましたので、資料をごらんください。なお、全員協議会において、この内容を了承いたしました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

平成29年5月23日、全員協議会が開催され、若林光雄議員とともに出席をいたしました。諸報告において、5つの報告がありました。1つ目は、組合議員の補欠選挙の結果について報告がありました。長瀬町では大島瑠美子議員、野口健二議員、横瀬町では若林想一郎議員、新井鼓次郎議員がそれぞれの町村で選出され、新しく広域の議員になりました。

2つ目として、管理者の選任についてであります。秩父市長選に伴って管理者が空席であったところが、選挙結果によって久喜邦康氏が再任をされました。

3つ目として、クリーンセンター発電設備、平成28年度発電実績の報告がありました。内容については、簡単に説明をします。総発電量が1,012万6,590キロアワー、そのうちで所内で使用した電力が461万9,494キロアワー、売電をした量が550万7,096キロアワー、これが発電のほうで、金額にいたしますと、収支は発電した金額が1億2,430万7,051円、その中で所内で使用した電力、消費した電力が6,202万5,691円、売電をした金額が6,228万1,360円、ちょうど6,200万円、6,200万円で、半分自分のところで使って、あと半分は売電ができたという報告がありました。

それから、4番目として、デジタル無線談合問題についての報告がありました。これは、消防救急デジタル無線システムの入札において5社による談合があったということで、公正取引委員会からの指摘がされていることが報告されました。

それから、5番目として、水道の事業についての報告ですが、ただいま橋立浄水場管理棟の築造工事が進められていますが、その進捗状況が74%となっております。

続いて、全協の中で議会運営についての説明が4点ありました。1つ目は、議席についてであります。議席順については秩父市で8名、4町で2名ずつで、合計16名ということになっています。

それから、常任委員会についても、総務常任委員会それから厚生衛生常任委員会という2つの委員会がありまして、8人ずつが配置されました。

3つ目として、議会の人事なのですが、議会の人事は慣例によりまして、今回は議長が秩父市、副議長に長瀬町、監査委員に皆野町という順になっております。なお、正副議長選挙、監査委員の選任は、臨時議会を開いて決めるということになっております。

また、4番目として、行政視察については11月ごろにとの意見がありました。

続いて、平成29年5月30日、臨時会が開催され、若林光雄議員とともに出席をいたしました。報告といたしましては、秩父斎場、消防デジタル無線化、消防署再編、クリーンセンター発電設備の稼働と4つの大きな事業が一段落をし、完了したという報告がありました。

議事については、人事案件ですが、議長に秩父市の小櫃市郎氏、副議長に長瀬町の大島瑠美子氏、監査委員に皆野町の四方田実が選任をされました。

以上、広域市町村圏組合の報告とさせていただきます。

- 議長（大澤径子議員） 監査委員から、例月出納検査及び定期監査の結果についてご報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。
これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（大澤径子議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら報告をお願いいたします。
町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 行政報告を行います。

お手元に平成28年度空き家現地調査（第二次）結果集計表と、皆野町移住可能住宅の活用意向調査報告書及び教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書を配付しましたので、ご精読いただきますようお願いし、行政報告といたします。

- 議長（大澤径子議員） 執行部からの報告は終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

- 議長（大澤径子議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

- 3番（小杉修一議員） 小杉修一です。新しい課長、次長さんたちが就任され、参与席の顔ぶれも変わら

れましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、天皇陛下のご健在のうちに新しい時代の始まることが決定し、感動と期待とともに喜びを申し上げます。

もう何点か述べさせてもらいます。まず、以前からこの場でもお願いしておりましたが、町道国神1号線の国神側から入ってすぐのカーブが狭くて、通行することが大変難儀していましたが、あそこが広がりました。用地買収ではなく、既存の町道ののりの部分を立ち上げての成果のようであり、その先もやりましょうという建設課長のお言葉もいただいております。大変頼もしい限りであります。

次に、巨人軍の勝敗は、飲食業を中心に景気に影響を与えるとよく言われておりますが、もしそうだとしたら、大変長い間低迷しているGDPがにわかには上向いてきた今、それを下げたままにならないよう巨人には頑張ってもらいたいと思います。

そんな中、国会では通称「共謀罪」法案が成立しそうです。先日、国連人権委員会の委員の方が、これは手綱なくして馬に乗るようなものと言われていましたが、変な方向に動き出したとき制御できず、10年、20年後、密告の世になり、このようなことを言えなくなってしまう可能性もあるのかもしれない。与党は、何か大変強行なのですが、成立すれば政権の強行は常に法案によって助長されてしまうのかもと、これは巨人よりはるかに心配なところでもあります。変なことを言っているやつがいると言われたらおしまいなのか、よくわかりません。と、そこまでにして、自分は今回も愚直に一般質問をさせていただきます。

それでは、質問の1項めですが、Jアラートの体制についてであります。国により、Jアラート（全国瞬時警報システム）が準備されていると承知しております。一方、現実において北朝鮮情勢が大変緊張いたしております。そこで、某自治体などではそのテストをして、間違っただけで住民に情報が発せられたみたいですが、当町においてJアラートが発信されたとき、①、防災行政無線などはどう働きますか。

②、町の対応のシミュレーションはありますか。

③、町民の避難指示等を含め、町民を守る体制をお聞かせください。

次に、質問の2項めですが、秩父音頭備品倉庫建設についてであります。ことしも秩父音頭まつりを盛大に行うための会議に、私は委員として出席させてもらっております。そんな中で、秩父音頭実行委員会が倉庫建設を考え、基金を設けていると聞きました。その基金が、去年は秩父音頭まつりに使われてしまっているのを知りまして、まあいろいろ大変なわけでしょうが、ことしもまた基金が崩されてしまうかもしれません。こんな状態で、基金は戻されるのでしょうか。

そこで、町長は倉庫建設をどう考えますか。必要なら、町の予算で早期に実現されたいと思ひ、お伺いいたします。

質問の3項め、少し視点を変えて質問いたします。質問の3項め、小学生に大人気の漢字ドリルについてであります。実は今、小学生に大変人気なのが幾つかあるみたいであります。1つは、任天堂のスイッチとかという新型ゲーム、これは小学生から若者全体で大変人気で、過去最高の売り上げになっているようであります。もう一つは、アキラ100%とかいう芸能人、何と秩父出身みたいですが、今あの芸をお母さんに見てもらって一生懸命練習している子が多いそうであります。ほほ笑ましい気がしてくるところであります。そして、もう一つは、うん何とかという変わった名前の漢字ドリルで、これが爆発的に売れているようですが、この波は今の社会にあっては既に当町にも届いているように思われます。子供たちは、内容がおもしろくて漢字の学習が大変進むみたいであります。実際私が見てもなかなかおもしろいわけです。実は、このドリルについて父兄は先生に尋ね、先生、学校は教育委員会にお伺いする例があ

ると聞いております。

そこで、スイミングを楽しみながらイングリッシュ推奨を進める大変先進性のある当町の教育長としては、これをどのように考えますか。ぜひ忌憚ないところでお聞かせください。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 3番、小杉議員さんからの一般質問通告書の2番、秩父音頭備品倉庫建設については、私からお答え申し上げます。

秩父音頭まつりにかかわる椅子、机、ちょうちん、電線、交通規制看板等の備品類は、現在役場前のおまつり広場西側の祭り用倉庫と、隣接の役場倉庫に分けて保管しております。このような形で、ことしで49回を迎えますが、現在の方式で今まで不都合なことはございませんでした。また、年1回使用する備品でありますので、役場の倉庫を活用する方式が効率的であると考えております。この3月に、新たに第2分団消防詰所が完成しましたので、国神村旧役場跡の旧消防団詰所については、役場の備品や文書等の保管倉庫に使用する考えでありますので、さらに役場倉庫のスペースに余裕ができますので、引き続き備品類の保管は可能でございます。

音頭まつりの執行経費の予算は、多くの方からの祭り運営に対する寄附金を含めたもので編成しております。倉庫建設基金としての扱いが適正か、基金を設置する必要があるかなど見直しをしてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、秩父音頭まつりにかかわる備品類の保管は、従来どおり祭り倉庫と役場倉庫を活用した形の中で対応してまいります。

1番のJアラートの体制については、総務課長から丁寧に答弁いたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 3番、小杉議員さんから通告のありましたJアラートの体制についてお答えいたします。

1点目の防災行政無線はどう働きますかのご質問ですが、Jアラートは正式名称を全国瞬時警報システムといい、皆野町では平成23年度から運用を開始しております。Jアラートでは、弾道ミサイル情報、大規模テロ情報、緊急地震速報など11の情報に関して、原則として市町村防災行政無線を自動起動させる設定になっております。これは、対処に時間的余裕のない事態に関する情報につきまして、国から直接送信し、市町村防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達できる状態になっており、皆野町の防災行政無線につきましても同じ内容で整備がされております。

弾道ミサイルに関してJアラートを使用する場合につきましては、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるかと判断した場合に、まず弾道ミサイルが発射された旨の情報を伝達し、避難を呼びかけます。その後、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性があるかと判断した場合に、続報として直ちに避難することを呼びかけます。その後、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下したと推定された場合には、落下場所等についてお知らせをいたします。

2点目のまちの対応のシミュレーションはありますかのご質問ですが、町では平成19年2月に国民保護に関する皆野町計画を策定しております。この計画の目的は、我が国に対する武力攻撃事態等から町民の生命、身体、財産を保護するため必要な事項を定めております。主な内容といたしましては、平時にお

ける準備編として、迅速な初動態勢の確保、警報の住民への周知、避難の指示、情報の収集、提供など、武力攻撃事態等対処編といたしまして、実施体制の確保、住民の避難措置などに関する基本的事項について定めております。

3点目の町民の避難指示等を含め、町民を守る体制をお聞かせくださいとのご質問についてですが、町では弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について、「広報みなの」5月号とあわせて行政区内に回覧を行うとともに、町ホームページにも掲載をし、町民への周知を図ったところであります。北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、極めて短時間で飛来することが予測されます。町民への避難指示等につきましては、先ほど申し上げたとおり、国からJアラートを使用して直接町民に避難を呼びかけることになります。町民を守る体制につきましては、国からの情報等を正確に町が把握し、町民に確実に伝達するとともに、その状況に応じて国民保護に関する皆野町計画に基づき対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 3番、小杉修一議員さんの一般質問通告書の3、質問事項、小学生に大人気の漢字ドリルについてお答え申し上げます。

議員お尋ねの変った名前をついた漢字ドリルですが、最近書店で見かけるようになりました。また、インターネットでも販売されているようであります。調べてみますと、このドリルの使用について作者の意図があります。この作者は、「漢字を効率よく覚える方法は、繰り返し書くことである。しかし、同じ文字をただ延々と続けるだけでは、子供にとって集中力の続かない作業になってしまう。本書が目指したのは、書き込むことが楽しくなる漢字ドリル、日本一楽しい学習帳である」と言っています。

次に、私の考えを述べます。楽しい学習は大切です。しかし、楽しさの質が問題であります。子供たちの興味本位にせず、発達段階に応じた、例えば崇高な真理や高いモラルを目指すような質の高い楽しい学習が理想であると考えます。この漢字ドリルの絵や例文は、小学生には興味を引くものでありますが、不快な気持ちを持つ子もいると思います。学校においては、誰もが不快な気持ちにならないもののほうが教育的であると考えます。したがって、学校においてこの学習帳を使用することは適切ではないと考えます。この漢字ドリルの流行により、教室内にいじめ問題などを引き起こさないように注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 順次再質問をさせていただきます。

秩父音頭まつりの倉庫の答弁を副町長からいただきました。私のほかにも、委員としてこの議場におられる方で参加している人がいるわけですが、この倉庫建設について、必要ならどどんつくってしまったほうがいいのかという趣旨、これはその委員会のときでも自分は申し上げさせていただきました。そのとき町長に出席していただいて、町長はそっちの方向で前向きな発言をされておりました。今の副町長の答弁は、十分倉庫は間に合っているという趣旨のように聞こえたのですけれども、その間に合っている倉庫であっても、どうも文化会館の隣にある倉庫がもしその一つであるとすれば、あれは何か商工会の持ち物なのかもしれませんが、随分プレハブで傷んでいるようにも思いますし、秩父音頭を盛り

上げていくこの先があるのであれば、それは倉庫としてそれなりのものがあってもいいのではないかという気持ちでいます。

その辺のところで、ですからきょうの答弁だと倉庫は必要ないということになってしまうと、何か後ろ向きのような気もしますので、ぜひ町長にもう一度修正するのか発言を、その辺を含めてよろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 修正するということはありませんけれども、間に合わないとするならば新しくつくらなければと、こういうことでありまして、今のところ分散してでも備品を保管するのは間に合っていると、こういうことでございますので、あえて新たにつくる必要はないかなと。

そしてまた、先ほど副町長からも答弁がありましたけれども、寄附をしていただく方々にしてみれば、倉庫建設のための寄附ではなくて、祭りをにぎやかな祭りにしたいという趣旨で寄附をしていただいておりますので、寄附をしてもらったその金額を倉庫のほうに振り向けるというのもいかなものかと、こんな感じもしております。

いずれにいたしましても、どうしても必要だと、こういう状況になれば町の予算で倉庫を建設すると、こういうことでございますので、間に合っているという状況でありますので、今のところはその必要もないかなと、こういうことでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何となくわかるのですけれども、そうしますと倉庫建設基金というのができたのは、では何だったのだろうか。予算が大変今逼迫してしまっ、そこに基金でお金があったから、急遽それで間に合わせた感がありますけれども、そうだとするとそういう基金をつくったとき、何人かのかかわった方が基金をつくらうという意思みたいなものがそのときにおいてあったはずなので、そこをどう考えるか。基金を戻すのか。もう倉庫は必要ないから、もうその基金は崩したままでもいいやと、そう考えるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 実は、私も長く議員もお世話になりました。一時期、町もいろいろな建設事業等もありまして、寄附をお願いするのに比較的楽にと言ってはあれですけども、寄附をしていただく事業所も多かったと。そして、額も多額のものがあったと、こういうことでありまして、1つの祭りにそれを全て活用するというでもなかったもので、この際、基金を積み立てて倉庫ということであったわけがあります。

その後、町もいろいろな設備が整ってきて、倉庫に使えるようなものができてきたと。こういうことでありますので、今のところ基金を取り崩して、最近では工事も少なくなり、皆さんにお骨折りをいただいてもなかなか予定した額に達しないこと等もありまして、基金を取り崩さざるを得ないと、こういうことであります。ですから、来年あたりは、あるいはお祭りが終わった後、基金そのものを廃すると、こういうことでもいいのかなと、こんな感じも持っておるところであります。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、その辺はそういうことでいきましょう。いろいろ大変なのでしょうけれども、町の予算で本当はもっといいものがあってもいいのかなと。秩父音頭に限らず、倉庫があればいろいろ逆にしまえるわけですし、とりあえずそんな方向で、大変だということが一番よく、今秩父音頭まつり

がいろいろ大変だということでもわかりました。

次に、Ｊアラートについて答弁いただきました。新井総務課長が、早速わかりやすくご説明していただきまして、我々町民としましては、Ｊアラート、Ｊアラートとってどんな感じになるのかなと、そのところから本当に気になるところでありますけれども、6月の「広報みなの」を見ますと、来月7月5日にちょっとＪアラートの練習的なものがされるみたいですが、これは大地震だという想定でＪアラートですけれども、今やっぱり町民、国民が気にしているのが北朝鮮の情勢であるわけでありまして、先週には東北の酒田市のほうで実際に訓練されておりました。Ｊアラートで、ミサイルが飛んでくるという訓練をされておまして、かなり真剣に町民が応じていたように感じました。

とにかく今ある強固な建物にまずは避難するのだという、野外にあっては枝ぶりがいっぱいある木の下に行くのだという、そういう感じで、岩陰に伏せている町民の方もおられましたけれども、ああいう訓練があっても悪くないのかなというところ、感じをして見ておりましたけれども、皆野町の防災行政無線は山があるせいで、順番に放送されていきます。1、2、3カ所か、最低3カ所、親鼻は3番目ぐらいだから、親鼻に住んでいると町の役場のあたりで鳴って、東のほうで鳴って、消防団詰所のところが最後に放送されて、ふだんの防災行政無線の放送は割かし皆さんに聞こえるようにゆっくり目にしゃべられます。それが順番に親鼻の地区に届くわけですが、Ｊアラートの場合は一斉になるのでしょうか。それは早口になるのでしょうか。早口になると、今度は何言っているかなと外に出て聞き直す、それが一般的だと思っておりますけれども、家の中へ入れという放送になるかと思うのです。よくわからないからと外へみんな出てくると、また家に戻ると。だけれども、早口で、誰かシミュレーション的にそれを練習をされている場面はあるのでしょうか。要するに、それが一斉にやられるかどうか、まずその1点お願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんの再質問ですが、防災行政無線が実際に稼働する場合に、これにつきましては町内一斉放送になります。通常の放送では3回に分けて、これは反響しますので、反響しますと放送の内容が聞き取りづらいということを考慮して分けております。Ｊアラート稼働のときには緊急を要しますので、町内一斉放送。

それから、早口かということではありますが、これは通常聞き取りができる速度で放送するというように設定をされております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なるほど、やっぱり一遍だということで、そうするとふだんその一遍がかぶってしまっただけが悪いから、今3回にしているわけですが、今回やってみてどんなものか。一遍にやっただけ、またかぶってしまっただけ、よく、全く聞き取れなかったよということでもいけないと思います。割かし女性の方に放送してもらったりしてはいますが、緊急性を要することは、課長なんか放送に参加されますか。そんな感じで、ある程度聞き取れる範囲で、女性の方もそうなのでしょうけれども、緊迫した感じで伝達する練習みたいなのはされておますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんの質問にお答えいたします。

通常の放送では、機械に内蔵された音声合成装置によりまして放送してございます。これは、女性に似せた声になっております。ただ、Ｊアラートの場合には緊急を要しますので、事前に打ち込むということ

ができません。ですから、当然必要な放送につきましては職員が放送するということになります。そういったことにおきまして、今後そういった対応ができますよう、原稿等順次準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） どうもありがとうございます。ぜひうまくやってみてもらって、それが現実のものにならないのが、何でも一般の地震にしろ、そういうものが現実にならないのがいいのでしょうかけれども、どうも大変依然として緊迫しておりますし、個人的に見解を少し述べさせておいてもらおうと、要するに北朝鮮は何となくああいうふうにやりたがる。それに対峙するのはトランプ大統領のような気がするのですけれども、トランプ大統領はどうもなかなかしたたかな感じがするので、先日サウジアラビアに行って12兆円も武器売ってきて見せて、それにだあっとついていって武器を売ってきてしまうんですね。安倍首相とも親しいということで、よく握手なりされてやっていますけれども、要するにトランプ大統領と、その武器売っている人のほうが安倍さんよりもどうもうんと親しいのかなと個人的には思っているのです。そういう人は日本に住んでいなくて、やはり遠いアメリカに住んでいるわけだから、近くにいる人がいると何か心配だなと。これ個人的見解なのですけれども、ですから酒田市のように一生懸命やってみるのも、今の時代、何かそれなりの意義があるのかなという気がいたしました。

それで最後、教育長にご答弁いただきました。よくわかりました。この種の質疑、全国でも多分余りないかと思うので、マスコミはああいうおもしろいことについて回るので、マスコミが喜ぶような答弁もひとつ考えられなくもなかったのですけれども、やはり洗練されてきた教育の中核にあっての教育長の発言として重く受けとめました。家にも教育者の端くれがいるのですけれども、「そんなのほっときゃいいんだよ」なんて言っていたりしましたけれども、そういう方向で今後もいろいろよろしく願いいたします。

それで、私がこの通告を出してから、何か将棋の若い藤井聡太さんがめった勝つものだから、将棋の熱も急遽えらい高まってしまったので、この辺についてはまた時を改めて、皆野にも小学生将棋教室をつくっていただきたいと。あれがめった頑張ってしまうから、ちょっとずれてしまったのですけれども、また時を改めてその提案もさせていただきたいかなと思っています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 私は、早速質問に入らせていただきます。

町の中学校及びスポーツ少年団の指導者の現状について質問いたします。先般、中学生の女子のソフトボール大会の審判員を皆野町ソフトボール協会に要請があったということで、私たち3人が派遣され試合の審判をしている中で、監督及び外部指導者のいるチームの選手、そのチームの選手に対して暴言が大変気になりました。皆野町の中学校の監督、外部指導者は現在どのようになっているか。そしてまた、スポーツ少年団も活躍して相当やっているのを見受けられますけれども、その辺の指導者についてはどのようにな

っているか。

具体的に、中学生のところをちょっと紹介します。中学校の外部指導者が失敗した選手に対して、ベンチに戻ってきたときに、相当人権を無視したような言葉で、それで最後の言葉となると、起立したままいる子がどっちへも動けないでずっとベンチ前に立っていると、「おまえの顔なんか見たくないんだ」と、そういうのを今の時代でそういうことを言う指導者がいる。そして、この大会については3年前にも私たちが審判団で行ったときには、エラーした子とかいろんな子に対して、「おめえのやっていることは一生忘れないかな」と、そういうような言葉を平気で言う監督さん、この監督さんについては群馬のほうから来たチームなので、多分先生がやっているようには見受けました。

そして、今の大会は親が見に行くのではなくて、定年になったおじいさん、おばあさんが孫の試合の晴れ姿を見るような形でみんな応援に行っているのです。その中において、相当ひどい暴言を過ぎている、ああいう言葉については暴言なんていうのではどうにもならないような、なぜかという相手のチームがアウトをとったにもかかわらず、その選手がいじめられているような言葉を言われているものですから、その辺について相手のチームも萎縮してしまうし、やっている自分のチームはもちろんみんな萎縮してしまう。それで、相手の選手についても、もうやるのにかわいそうなような状態。そのような状態が見受けられ、皆野町の指導者には多分そういう人はいないなと思っておりますが、学校等では今人権標語とかいろんなものを募集している中で、子供さんにいろんなことを、人権のことを標語で募集してやらせている中で、指導者がもしこのようなことがあってはならないのではないかとということで今回お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大澤徑子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 2番、林太平議員さんから通告をいただきました町の中学校及びスポーツ少年団指導者の現状についてお答え申し上げます。

まず、皆野町の中学校の監督、外部指導者は現在どのようになっていますかについてお答え申し上げます。皆野町を初めとする各中学校の部活動に、地域人材である外部指導者を招く学校がふえてきました。その理由といたしましては、教員の人事異動などで部活動指導者が不足してしまったり、生徒により専門性の高い技術を身につけさせたりするためなどが挙げられます。皆野中学校の部活動では、熱心に指導している監督や4人の外部指導者がおりますが、生徒に対して罵声を浴びせる方はおりません。学校長の指導助言と、監督や外部指導者の献身的な尽力により、技術の向上とともに健やかな体と豊かな心を持った生徒が育成されております。

続きまして、スポーツ少年団ですが、現在当町には団員数389人、指導者73人の計462人が登録されて、8団体のスポーツ少年団が活動しています。日ごろの練習場所は、スポーツ公園や柔剣道場等で、町の施設をフル活用し、練習に励んでおります。また、近年では全国大会に出場を果たす団体もあり、各団体が郡内でもすばらしい成績をおさめております。指導者につきましては、競技ごとに県や郡レベルで団員への指導や団員育成の講習を受講して、指導員としてのモラルを高め、競技上の知識を深めております。例えば、皆野町スポーツ少年団が、ことしの7月8、9の両日、文化会館において指導者の心構えを初めとした認定員養成講習会を開催いたします。教育委員会といたしましては、引き続き町の中学校及びスポーツ少年団の指導者のモラル意識の向上を図るため、学校管理職への指導助言、指導者の講習会を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁いただいた中で、皆野町の中にはやっぱり私が思っていたとおり、そういう卑劣な言動をするような人はいないのではないかと自分でも思っていましたけれども、今返答をいただいた、報告していただいた中にもありましたとおり、そのような人はいないと。しかし、父兄にしてみれば、父兄の方というのは自分の子供がやっているのに、チームに入っていて選手に使ってもらえるか使ってもらえないかということも、相当気にしてみんなやっているわけですから、親がというか第三者が、ちょっと親が行くわけにはいかないの、その辺のところはよく指導者の皆さんと相談して、先ほども言っているとおりのスポーツ少年団についても指導者の方は町の職員の方が相当指導してもらっているのも見受けていますけれども、やっぱりみんなが意識してやれば子供さんも明るく、そして楽しいスポーツであるはずなのを、罵声を浴びせることのないように、ぜひそれだけは教育委員会から指導する。また、みんなで見ると、自分なんかはもう言えば、すぐそんなことはと言うタイプなのであれなのですけれども、全員で町の全体を見直した中で、子供が楽しくするのがスポーツであって、怒られてまで行く、そんなスポーツはぜひよしてもらいたい。ぜひみんなで楽しくやって、皆野町の中からそういう変なうわさが出ないように。

今、秩父郡市の中でソフトボールの練習している風景を、近くで畑仕事をしていたら、とても聞いていられるような状態ではないという人も、この間言っていましたので、あるチームにつきましては外部指導者が強過ぎて、今回1年生の人がソフトボールのチームに入らなくなってしまって、2年生のチームだけで9人でこしは出たと。来年からは、もうできないのだよと。3年前に行ったときも、その人はひどかった。その人のチームが楽しくやれるはずはないなどは、自分でもずっと思っていました。そうしたら、やっぱりこしはもう部員が入らなくて、来年はできないと。そういう状況の中で、ああいうことを言っていたという反省点がどうなのかというのは、自分でも相当思いますけれども、ぜひ皆野町についてはスポーツは楽しくやるということを前提に、それで指導者についても指導者だからと余り厳しく言うのではなくて、指導者の指導も教育委員会のほうでスムーズにやってもらって、お互いに町全体で住みよい町づくりというのを掲げているとおりに、スポーツについても、家から出ていくときお孫さんがいい顔して出ていったよというような雰囲気、家からじいさん、ばあさんが送り出せるようなスポーツ大会、スポーツ競技会をしてもらうようにぜひお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時27分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、5月3日、安倍首相は施行70年の憲法記念日に、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと明言し、自衛隊の存在を9条に書き込むことなどを表明しました。こうした発言は、憲法99条の憲法尊重擁護の義務に違反するものです。憲法を守らなければならない国務大臣が改憲表明を行うことは、立憲主義を否定するもので、断じて許すことはできません。

また、安倍政権は東京オリンピックやテロ対策を口実に、今、国会で強引に共謀罪法案を成立させようとしています。審議すればするほど、プライバシー権や表現の自由、内心の自由を侵害する法案の危険性が浮き彫りになっています。どの世論調査でも、政府の説明に納得していない国民は多数になっています。国連の特別報告者も、プライバシーや表現の自由を制約するとして懸念を示しています。国民の人権にかかわる重大な法案を、民意に逆らって強行することはやめるべきです。

また、今国会では介護保険法等が改悪されました。2年前、一部の人の介護利用料が1割から2割に引き上げられたばかりですが、今回はさらに一定所得以上の人の利用料を3割負担にするものです。そして、地域住民の助け合いの名で公的責任を後退させ、福祉や介護費用の抑制、その第一歩を踏み出そうとしています。医療や福祉を後退させることなく、住民が安心して暮らせる地域づくりが求められています。

では、質問に入ります。第1は、定住促進に向けた取り組みについてです。平成27年度から31年度における皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。町の人口減少が続く中、45年後の平成72年の総人口を8,000人程度と設定しました。しかし、このまま何の努力もしないでいたら、平成72年には8,000人どころか、大変な人口減少が起きてしまいます。その対策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略で4つの基本目標が設定されました。その第1の基本目標、皆野暮らしを実現できるまち（定住・移住の促進）について質問をします。人口減少が進む中で、少しでも町に移住し、定住する人をふやすために、町はどのような対策を考えていますか。

2つ目として、全国の自治体の中で、空き家を活用して移住者を呼び込む取り組みを行っているところがあります。当町でも、こうした取り組みを推進していく考えがありますか。

2番目としては、山林の整備について質問をします。地球温暖化による気候変動、そのためにさまざまな地域で災害が起こっています。皆野町でも、以前から小規模な土砂災害が繰り返されています。それは、これから大きな災害になる可能性が含まれているのではないのでしょうか。災害防止、安心して生活ができる山林の整備は、町の重要課題の一つと考えます。町の山林整備をどのように進めていくのか、考えをお聞きます。

3番目は、町営バスの運行についてです。この質問は、昨年6月議会でも同様の質問を行いました。再度、町営バス日野沢線の土曜、休日運行について増便する考えがあるか、町の考えをお聞きます。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 5番、常山議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番の定住促進に向けた取り組みについてお答えします。日本創成会議における全国の市町村の約半数が消滅すると衝撃的なレポートに端を発して、国ではまち・ひと・しごと創生長期ビジョンが平成26年

12月に閣議決定されました。これに合わせて、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。これを踏まえて、平成28年3月、皆野町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。町の2060年の人口推計は4,622人です。この人口減少のスピードをおくらす3つの基本を、出生率を高める、転出を減らす、子育て世代の転入をふやすとして諸施策を進めまして、現在より2,000人減の8,000人程度を目指すものです。既に実施している子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助制度も総合戦略に合致したものであります。

常山議員さんからは、各地の自治体における定住化策の事例をお話いただきました。今後の参考にしたいと思います。町では、平成28年12月に、みんなの魅力発掘・創造会議を立ち上げまして、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現の方策を中心に、観光資源の発掘活用や、若者が定住する魅力ある地域づくりなどを検討していただいております。まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化の一つとして、浅草との交流を始めました。6月4日には、その手始めとして、隅田川水面の祭典2017に秩父音頭とおはやしによる交流を行いました。大変よい雰囲気でした。これからも、みんなの魅力発掘・創造会議を核にして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体化を考えてまいります。

2項目めの山林整備についてお答えします。以前にも、常山議員さんからは同様の質問を受けましたが、山林を取り巻く環境は依然として大変奥深く難しいものがあります。その大きな原因は、長期にわたる木材価格の低迷にあります。価格低迷により、下刈り、枝おろしや間伐などの手入れができない。そのため、品質がさらに悪くなる。植林意欲はない。林業では生活できないため、転業、転出、高齢化、後継者不足により、さらに山林の荒廃が進むという悪循環となっています。このような実情から、秩父広域森林組合では、切って使って植えて育てるの林業の本来のサイクルを目指して、埼玉県のみどりの基金による美しい森事業、水源地域の森づくり事業等において、下刈り、間伐や獣害防衛、防護、竹林の伐採、搬出作業道の開設、皆伐から始める森の若返り事業などの補助事業を行い、山の環境づくりと林業の再生を図っています。林業者の多くは森林組合員でありますので、町としても森林組合と連携して取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、耕作放棄地対策、空き家の適正管理とともに、山林荒廃問題は当町のみならず、全国の市町村が抱える難しい問題であります。見方、捉え方によっては、眠れる資源として木材加工等の取り組み方により林業の再生が期待できるものでありますので、国、県、町、林業者及びちちぶ定住自立圏において考えていくべき分野であると思います。

3項目めの町営バスの運行についてお答えします。以前にも同様の質問をいただきました。この5月の連休に、満願の湯前のバス停で満員で乗車ができなかった日があるので増便をできないかとの質問ですが、限られた日とバス停で乗れなかったという突発的な事案から、即増便ということはできかねます。なお、当日の乗車できなかった身支度が調ったハイカーに対して運転手が機転をきかせて、次の金沢線のバス停まで行くよう案内されたようですが、適正な対応であったと思います。

なお、必要に応じて、まち・ひと・しごと創生総合戦略、空き家、町営バス関係は総務課長から、森林整備計画関係は産業観光課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 5番、常山議員さんからの通告のありました一般質問にお答えいたします。

質問事項1、定住促進に向けた取り組みについてのうち、まち・ひと・しごと創生総合戦略の空き家関

係についてお答えいたします。昨年の6月から8月にかけて、行政区長の皆様に依頼をし、第1次空き家調査を実施いたしました。その結果、328軒の空き家が存在していることが把握できました。その後、業務委託による第2次空き家調査を実施いたしました。調査の内容は、空き家328軒を対象とした現地調査による状況把握、建物の状況から今後の活用が可能と思われる空き家の所有者195人を対象とした活用意向調査を実施しております。活用意向調査の結果は、調査対象者195人中、回答者数は151人でした。この活用意向調査では、住宅の状況、空き家の維持管理、空き家の活用に関する15項目について質問をしております。

意向調査の主な結果についてですが、調査問1、調査対象の住宅は現在どのような状況になっていますかとの質問では、空き家となっているが86人、自分または親族が利用しているが40人、解体する予定であるが19人となっております。問2以降の空き家の活用等に関する質問につきましては、問1の調査で空き家となっていると回答した86人を対象とし、実施しております。問10、今後、空き家をどのようにするお考えですかとの質問に対して、売りたいが15人、貸したいが4人でした。しばらく現状のまま活用の予定なしが32人、別荘、物置、セカンドハウスとして利用するが10人、解体したいが7人、自分または家族が住むが4人となっております。問12、仮に空き家を売ったり貸す場合に、困ることや難しいことがありますかとの質問では、家の中の物の処分が難しいが36人、貸した場合に返してほしいときに返してもらえないか不安が20人、家や土地に愛着があるので手放したくないが18人、他人が住むことに抵抗があるが12人という結果となっております。

空き家の活用に当たりましては、所有者の意向が最優先に尊重されるものと考えております。また、建物の状況等によっては活用内容も制限されることとなりますので、今後はこの活用状況調査の結果を十分に踏まえまして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 5番、常山議員さんから通告がありました質問事項2、森林整備計画についてご回答申し上げます。

この森林整備計画は、10年を1期とする計画で、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法、森林の保護、路網整備等の考え方等を定め、長期的な視点に立った森林づくりの計画でございます。主な計画事項でございますけれども、伐採、造林、保育その他森林整備や作業路網のその他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項等について、平成35年3月31日まで定めておるものでございます。

次に、本町の25年度から28年度の森林計画の実施についてお答え申し上げます。県森林組合等に照会いたしましたところ、間伐事業67.27ヘクタール、森林に侵入した竹等の伐採をする事業、里山・平地林事業20.96ヘクタール、作業路網等の整備事業は林道浦山線の開設や林道8路線の改良舗装工事等を施行してございます。治山事業につきましては、落石防護柵等の設置工事1カ所等を施行しております。今後につきましても、県、秩父広域森林組合と一体になりまして、関連施策を講じ、適切な森林整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、いろいろ答弁をいただきまして、再質問をさせていただきます。

まず、最初の定住促進についてですが、私の考えというか、まずこういうことを町としてしっかりと踏まえてやっていただきたいというのがあります。それは、まず皆野町は70%以上が山林です。大規模農業や企業誘致は無理な面が多いと思います。しかし、子育て世代が当町に住んで、この町から職場がある地域、例えば近くで秩父市ですが、それから寄居、熊谷、深谷とかいろいろ挙げられると思いますが、そういうところに通ってもらおう。そして、定年後はゆっくりと田舎暮らし、皆野に住んでもらおう。そして楽しんでもらおう。そんな住めるいい町、住み続けられる町を目指して、皆野町も発信していくことが必要ではないかと私は思います。それには、引き続き子育て支援の充実を進める。2つ目は、誰もが安心して住める町。先ほどの山林の整備ではないですけれども、そういう防災、災害対策をしっかりと行ってもらおう。それから、3番目は高齢者対策です。医療や介護が安心して受けられること。また、公共交通の充実で、みんなが気軽に外出できる交通網の整備です。こうした視点に立って町づくりを進めていく。それと同時に、町に移住する人、そういう人を具体的にふやす取り組みを進めていく。この2つを並行して取り組む、そのことが私は大事ではないかと思えます。

そこで、質問したいのは、ここで総合戦略でいろいろ策定された計画があります。スタートしてから1年たったところだそうですが、移住を進める上で、特に空き家バンク事業、これはちちぶ定住の取り組みも一緒ですけれども、それと移住体験事業を行うとなっているのです。この間、町は1年足らずでしょうけれども、この取り組みをどういうふうに発信して、どんな実績があったのか、ぜひ教えてください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの再質問にお答えします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1、皆野暮らしを実現できるまち（定住・移住の促進）の中の（1）、住まいの支援の中で定めております重要業績指標（KPI）につきまして、その中に空き家バンク利用転入世帯数、それから移住体験（お試し移住）事業参加世帯数、これを掲げております。この28年度の実績値でございますが、空き家バンク利用転入世帯数の基準値につきましては、平成26年度1世帯と定めております。平成31年度の目標値は7世帯としております。平成28年度末の実績値ですが、登録物件、これは空き家バンクへの登録物件の売買契約が成立した成約件数になりますが、3件ございました。累計では4件となっております。また、移住体験（お試し移住）事業参加世帯数の基準値、総合戦略では26年度がゼロ世帯、これはこの時点ではなしということになります。平成31年度の目標値につきましては20世帯と定めております。平成28年度末の実績値ですけれども、当該事業は新規事業として総合戦略の中に記載しておりますが、現時点では事業の実施に至っておりませんので、実績値はゼロということになります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。私も空き家バンクのちちぶ定住のホームページなんか見ますと、皆野町の空き家物件も登録されておまして、この中から3件移住が決まったと、そういうことでよろしいでしょうか。そういうことで、ぜひこれからも空き家バンク登録とか、空き家を持っている方の意向調査もやられたわけですから、そういうところで実施していただきたいと思えます。

次に、2番目の空き家を活用した取り組みについてなのですが、先ほど意向調査、移住可能住宅の活用意向調査の答弁がありまして、今まで2回の空き家調査が行われて、ちょうどこの議会に間に合う

ように調査結果が配付されました。アンケート調査では、空き家をどうにかしたい、売りたい、貸したいと意思表示されています。今まで住んでいた家だとか、親から譲り受けた土地や家、皆さんそれぞれ愛着を持たれていると思います。しかし、遠く離れて頻繁に通うこともできず、どうしようかと悩んでいる人もいると思います。そのようなときに、町が主体となって有効的に活用できるようになれば、所有者にとってもよいことではないかと私は思っています。

先ほども町長の答弁ですが、いろんな各全国の自治体の空き家に対する取り組みについてお話いつしたかなと思ったのですが、やっぱりこういう空き家を活用して移住者を呼び込む、そういう各自治体の取り組みというのを学ぶことも大事だと思います。それで、1つだけ例を出しますと、東京の奥多摩町の取り組みですが、人口は約5,500人、ことしも5月から11月まで移住体験住宅利用者の利用申込書を受け付けます。そして、利用申し込みをした人は、それぞれ2週間ぐらい移住体験をしてもらう。そうした人の中で、ぜひこの家に住みたい、ぜひ奥多摩町に移住したいという人がいましたら、その人は12月から1月に田舎暮らし支援住宅の本申し込みをしてもらうのです。そして、この奥多摩町は、移住者の多くというのはサラリーマンで、そこから会社へ通勤しているそうです。当町でも移住に向けた体験事業などの取り組みをこれからも推進していくということですが、奥多摩町は若者定住対策室、そういうところを役場に設置して、担当職員を2名配置しています。やはり本気でそういうことを進めていくなれば、担当者を配置して、そして取り組むぐらいのそういうことをしないと、やはり成果は上げられないのではないかと私は思いますが、専門にこの事業を行う担当者を配置することについて、町としてはどう考えますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 理想かもしれませんが、極めて厳しい状況にあらうかと思えます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 理想ですか。現実にこういうふうに、それぞれの自治体でもそういう担当者を置いてやっているところもあるのです。やはり皆野町は、本当に移住者を迎えたい、空き家を活用したい、そういう気があったら、やっぱり担当者、それぞれ兼務してやるのでは大変なのです。やっぱりそういう担当者、そういう方を配置して取り組むぐらいの本気度、それがなくてはだめだと私は思えます。

それで、私はこの間ポピーまつりで東秩父村の地域おこし協力隊の方とお話をしました。その方は若い女性で、東秩父村に生まれ育って、どこか出ていったのだと思うのですが、やはり自分が生まれ育ったところを元気にしたいと、そういうことで地域おこし協力隊に手を挙げてやってきて、一生懸命東秩父村のPRをしておりました。皆野でもそういう人を、やはり国の政策でいろいろありますけれども、そういう方を利用とか活用して、空き家対策とか移住に向けてそういうものを作ってあげたらと私は思えます。

それで、本年度からは小鹿野町でも5名の地域おこし隊が来て仕事をしていると聞いています。秩父市や横瀬町にも来ているということをご存じだと思いますけれども、どうですか。もし職員をふやして、そういうことはできないよと、理想だよということでしたら、国のそういう政策に手を挙げて、やはり補助をもらって、そういう地域おこし隊を呼び込んで、そういうことに一生懸命やってもらいたい。そういうことはどうでしょう、町長。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） その協力隊というのは、町が募集等をして、そして手を挙げて来てくれた人に委嘱すると、こういう形のございますので、そうしたことはできると思います。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように現状では総務課職員で対応ができていますので、ここで2人とかという、

専門にその業をとというわけにはなかなかまいらないということでございます。いずれにいたしましても、協力隊等の募集は難しいことではないと思いますので、考えてみたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひそういう国の政策の中でやっていますので、それでかなりホームページを見ますとすごい人数、国が予想していた人数よりも多くの方が協力隊ということで、全国で採用されて頑張っているということがわかりました。もうすぐ本当に町の人口が1万人を切ってしまう、もうそういう現状です。やはり町もそういう空き家を活用して、これだけ意向調査もできて、そして貸してもいいよ、それから誰かに住んでもらいたい、売りたい、そういう方がいらっしゃるわけですから、そういう方をぜひ町で援助して、そして皆さんの人口減少を何とか食い止めていくために、やはりしっかりと対策をさせていただきたいと思います。

次に移るのですが、山林の整備について先ほど町長からも答弁がありました。この間、私も何度も山林の整備を進めていくように質問をしてきました。そして、2つ今まで答弁されたことであるのは、1つは森林の保全について、山に手が入らず非常に荒れていると。その結果、災害の危険、この前の大雪などによって山の状況が本当にひどくなっている。2つ目は、手つかずの一番の要因は木材の価格の低迷、それから森林所有者の高齢化、みんな町へ出てしまっていると、そういう答弁がされました。私も、現状はそのとおりだと思います。しかし、やっぱり林業の振興再生というのは重要な課題ですし、難しい問題ですが、災害防止とか、住民が安心して生活できる山の整備というのは、本当に町もしっかりと前に進めていかなければならないと私は思います。

最近、日野沢の人が、道路脇の木を切ってもらって本当によかったと喜んでいました。この前の大雪のときも道路脇の木が倒れ、生活道を塞ぎました。また、その道路脇の木で日当たりを悪くし、冬場は路面の凍結で運転が危険な状態になると聞いていますが、そうした危険箇所が皆野町は多く存在します。産業観光課長からも答弁がありましたが、いろんな計画に基づいていろいろと整備を進めていってもらっていますけれども、当面山林の整備として町でもできることではないかと私は思うのですが、道路脇の木、この整備をさらに進めていっていただきたいと思いますけれども、それはどうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 実は、今議員言われている地域は、例えば日野沢の藤原地域であるとか、私が住んでいる奈良尾地域等も間伐をいたしました。これは、本当に山林所有者の理解をいただいて、切るのは森林組合の方々に切っていただきましたけれども、本当にそうした40年も50年も育てた木を無償で提供というか、伐採をしていただいたと、こういうことでございますので、かなりそうした所有者の理解がないと、これはできないだろうと思います。ですから、そうした懸念のある地域につきましては、今後も間伐等は積極的に進めていきたいと思っております。

実は、先ほど産業観光課長から答弁をいたさせましたけれども、平成27年度に町で行った、町でというか皆野町分の間伐が19.16ヘクタール、28年度が21.37ヘクタール、そして28年度に繰り越された分が19.62ヘクタールで、合わせて40ヘクタールぐらい間伐が進んでおります。そして、問題なのは山林所有者に間伐をと言っても、木を切るということというのは極めて危険であります。なれない人が木を切るというようなことは、本当に生命にも懸念がされるような危険な作業でありますので、誰もができるというものでもありません。ですから、山林所有者のご理解をいただいたり、あるいはなれている人、いわゆる伐採のプロのような人ということになると、やはり年間に皆野町だけではなくて全体の秩父郡市ということに

なりますから、皆野町で間伐を行っていただくということにつきましては、ご理解がいただけたにいたしましても、40ヘクタールとか50ヘクタールとか、こういう数字になっていくのかなという感じがしております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） いろいろと難しい面もあるかもしれませんが、やはり山の道路脇の木、所有者がわかれば町でお願いに行くとか、そうやって所有者にやっぱり理解をいただいて切っていくことぐらいは、町の事業としてできるのではないかと思います。それはもちろん、誰が切るかといったら森林組合にお願いするわけですが、ぜひ町でできること、できないこと、それから計画的に今までもやってきたこと、今まで県とかいろんな事業でやってきてもらっています。そういうところも一緒にあわせてやっぱりやっていく必要はあるのではないかなと思います。それで、やっぱり費用もかかりますよね。道路脇の木を切るぐらいは、町の財政を使うことも私は一つだと思います。または、国や県の補助事業、いろんな予算措置がされているから、やっぱり調べてそれを町で利用することだと私は思います。この前の大雪のときも、藤原を中心とした道路脇の立ち木の伐採事業でも、林業の人づくり事業補助金が使われました。やはりそういうふうに補助事業をしっかりと研究してやっていくことが必要だと思います。

この間、森林組合の人に聞いたら、緑の雇用という2003年から国の支援があります。行われている。この支援を受けて、ことしは森林組合で2名の職員を採用したと聞いています。採用した職員の教育や賃金を支援しているそうです。こういう支援事業がなかったら、組合として新しい人を採用できないというふうに森林組合の人は言っていました。やはり森林組合の仕事がふえれば、また職員の雇用にもつながります。やはり町が危険箇所を調べて、そして地権者を探し、理解を得て、しっかり町の事業として、国の補助事業もしっかりと研究して山の整備行っていく必要があると思います。どうですか、その辺は。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） よくわかります。間伐そのものは10分の10、ほとんど所有者の負担がなく間伐ができるわけでありまして、いわゆる所有者が、間伐をしてくださいとか町がお願いに行ったときに、してもらっても結構ですと、こういう場合は進められますけれども、所有者の理解が得られない場合も間々あるわけですので、そうした理解が得られたところにつきましては、これからも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ災害が起こってからでは遅いのです。やっぱり計画的に山の整備、本当にしっかりと進めていっていただきたいと思います。

次に、3番目の町営バスの増便について再質問をします。去年の6月に、土曜、休日の日野沢線、西立沢発で皆野駅前に行くバスは、午後の便は2便しかない。もう一便ふやせないかという私の質問に、突発的で不安定な乗客数についての増便は考えていませんという町長の答弁でした。そして、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ことしの5月もたくさんの方が山に登ってもらって、日野沢の破風山にも行ってもらったり、華巖の滝や34番の札所にも行ってもらいました。そして、そのときの話で、先ほど言ったように満願の湯の停留所で最終便に乗り切れない人が出てしまいましたと。本当に運転手さんの機転で、いい案内ができたと思っております。そして、後で運転手さんに話を聞きますと、5月連休の乗り切れない状況というのは、ことしだけではなくて、今に始まったことではないよと。毎年のことなのだという話を、話を聞きました。そうした状況が町のほうにも届いていなかったのかなと思いますが、町の人

からは、乗り切れない状態をそのままにしておいてよいのかという声がありました。

そして、話は進みますが、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の観光の振興、重要業績指標には、町営バスの休日運行本数、平成27年度は基本的には5往復、それから31年目標値を6往復とありますが、この運行本数の1往復増便とは具体的にどこの路線を言っているのか教えてください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

町営バス休日運行本数、これは総合戦略の中の47ページに載っている重要業績指標になります。平成27年度、基準値5往復を、目標値31年度には6往復にするという記載がございます。これにつきましてですが、この目標は皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の4、みんなが活躍するまち（経済の活性化）の中の（4）、観光の振興において設定した目標値になります。これは、この分野での取り組みを進める中で観光メニューの開発、それからハイキング道の整備、各種イベントの開催、特産品の開発などによって町ににぎわいを進めていくというものでございまして、このにぎわいが進んだときに、その対応策といたしまして運行本数をふやすということで位置づけておるものでございます。

どこの路線かということですが、そのにぎわいの状況に応じて、日野沢線なのか金沢線なのか、あるいは両路線になるか、その時点で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） そうですか。私は、てっきりと日野沢線の路線だというふうに理解をしておりました。今の状況から考えても、観光地34番があり、華厳の滝があり、破風山があり、そういうところで観光客がにぎわう。これからにぎわうといっても、今もにぎわっているわけですが、そういうにぎわいが考えられるというのは日野沢線しかないのではないですか。やっぱりこういうふうに目標があって、そして実際時期によっては乗り切れない状況がある。私としては、この31年これから様子を見てということではなくて、現にそういう状態が出ているわけですから、31年を待たずに、私はすぐにでも実施すべきだと思いますけれども、どうでしょう、町長。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 日野沢線の運行本数の増便についてですけれども、日野沢線の土曜、日曜の運行本数の6往復への増便についてですけれども、これにつきましては運行業務を委託している有限会社新井運輸さんとも相談をさせていただきました。その結果、現在の2路線、2台体制のままでの運行につきまして、この状況では運転手の休憩時間の確保、それから車両への給油、それから車両の清掃等の時間の確保を考慮しますと、6往復の運行表を組むことは困難であるということで調整をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私が以前新井運輸社長と話したときは、考えてみる、できるかもしれないということをおっしゃっていただきましたけれども、そういうことで難しいということなのですか。ぜひ観光皆野を売り出す、そして皆野町に来てもらう。町長のこの前の答弁ですと、バスに乗ってさあっと帰ってしまうのではだめなのだよと。皆野町を歩いてもらいなさいと、そういうふうにもおっしゃっておりました。しかし、皆野町歩いて本当に、今のところですよ、これからどうなるかわかりませんが、本当に、

ああ、寄ってみたいお店があるとか、寄ってみたい喫茶店、それから食べ物、そういうところが非常に少ないと私は思います。ぜひ商店街の人たちもしっかりと頑張ってもらいたいと私は思いますし、寄ってみたい店、そういう寄ってみたい何かあるような町づくりもしていかななくてはいけないと思います。町長の歩いてもらいたいというあれには。

でも、やはり今の現状からいったら、ぜひ路線をもう一便ふやしてもらって考えていただきたいと。新井運輸さんとはもっともっと話してもらって、こうだったらできるのではないとか、こうだったらできるのではないかという案を新井運輸の方にも考えてもらって、ぜひみんなが気持ちよくバスに乗れる。そういうように1便増便していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、安倍昭恵夫人が名誉校長を務めていた学校法人森友学園、この瑞穂の國記念小学院建設に伴い、国有地を鑑定価格より8億円以上も減額し、売却した森友学園問題。加えて、安倍首相の腹心の友が理事長を務める学校法人加計学園の疑惑問題。獣医師は十分足りているにもかかわらず、半世紀ぶりに獣医学部の新設を認可し、その建設費に公金96億円を援助するという重大疑惑問題。こうした権力の私物化にふたをしたまま、安倍首相は今通常国会において、過去3回廃案となっている共謀罪を、2020年東京オリンピック・パラリンピックでのテロ対策を口実に、名称もテロ等準備罪に衣がえした組織犯罪処罰法改正案を今月18日の会期末までに強行成立させようとしております。「放射能汚染水は、福島第一原発の港湾内で完全にブロックされている。福島は統御されている。東京には、いかなる悪影響を及ぼすことはありません」、このように世界に向かってうそぶき、東京オリンピック誘致のプレゼンを行ってきた安倍首相。今日に行っては、「テロ等準備罪がなければ、東京五輪は開催できないと言っても過言ではない」、このように共謀罪強行に開き直る安倍首相であります。法律違反の行為を実行しなくても、話し合うだけで、また犯罪への合意があった瞬間に国民を処罰できる共謀罪法案。こうした表現の自由や知る権利など基本的な人権を奪い、国家権力によって監視、盗聴、密告が強化され、物言えぬ国民がつくられ、戦争国家体制に連動する悪法を絶対葬らなければなりません。

先月10日、内閣府は、アベノミクス景気が1990年前後のバブル期を抜いて戦後3番目の長さになった、このように発表しております。しかし、勤労大衆にとって景気拡大などの実感は全くありません。この間の消費税増税、実質賃金の低下、年金の引き下げ等々によって購買力は低下し、消費は低迷、格差と貧困は拡大し、生活破壊は一段と強まっております。確かに安倍政権による3本の矢など、アベノミクスによって大胆な金融緩和等が行われ、日銀は毎年80兆円もの金を世の中に供給、GPIFは年金積立金の約半分、70兆円を株式に運用し、株価を下支え、こうした実態経済から離れた円安株高状況が作り出されています。そして、資本金10億円以上の大企業の内部留保は、第2次安倍政権発足後の3年間で約41兆円もふやし、その累積は313兆円と過去最高を更新しております。他方、勤労大衆の現状は、非正規労働者が雇用労働者の約40%、2,000万人を超え、ワーキングプアと言われる年収200万円以下の低賃金労働者は

1,100万人に迫ろうとしております。また、ことし3月時点での生活保護世帯数は164万1,532世帯、過去最高を更新しています。そのうち51%以上が65歳以上の高齢者世帯で、まさに年金だけでは生活できない、こうした高齢者の実態が浮き彫りになっています。

この皆野町におきましても、特に月々6万5,000円にも満たない国民年金だけでは生活保護基準以下の貧困生活を強いられている、こうした町民の実態があるかと思います。また、地方の自治体においては、この間の企業の海外進出に伴う製造業の地方からの撤退、農林業の衰退、また少子高齢化、人口減少などによって農地や山林の荒廃が進み、限界集落に象徴されるように地域のコミュニティ、集落の維持存続が危うくなり、10年後、20年後を想像するだけで暗い気持ちになってしまうのは私だけではないと思います。しかし、こうした地域で住み続けるために、小学児童の登下校の安全対策、鳥獣被害対策、除雪対策、空き家対策等々切実な課題が語られ、関連する要望も出され、その解決に努力していかねばならない、このように思っております。いずれにしましても、子供たちからお年寄りまでが安全で安心して、そして平和な日常生活が送れる、そうした町行政でなくてはならない、このようにも思っております。そこで、通告に基づき、2項目についてお聞きいたします。

1項目の平和行政の推進についてであります。朝鮮戦争以来の緊張が高まっている朝鮮半島情勢に対し、安倍政権の戦争協力への暴走と世論操作によって異様な空気に包まれています。テレビを初めマスコミから北朝鮮という言葉を聞かない日はないように、またあすにも北朝鮮からのミサイルが飛来するかのよう煽情的情報が流され、何十万の命がかかっているのに、いかにも現実的であるかのように語られています。こうした中、皆野町においても5月初め、「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」の見出しで、北朝鮮からの弾道ミサイルを想定したJアラートの活用、そして速やかな避難行動について、住民に回覧で周知がされました。

1点目ですが、こうした状況に至った経緯についてお聞きしたいと思います。

また、2点目ですが、弾道ミサイルが落ちたら頑丈な建物や地下に避難、屋外の場合は地面に伏せ、頭を守るなど書いてありました。こうしたことで、本当に町民の安全や命が守れると思っているのかどうか、この点についてお聞きいたします。

また、決して北朝鮮のミサイル発射を肯定するわけではありませんが、そうした事態に至る背景について正しい認識を持ち、また冷静な判断のもとに町民への情報提供を行うべきだというふうを考えております。毎年恒例で行われている米韓合同の軍事訓練、ことしは3月1日から4月30日までの約2カ月間にわたり、韓国内や周辺海域で両国軍約31万人が参加して行われたようです。また、4月29日からは米国の原子力空母2隻が日本海に航行し、韓国海軍との共同訓練を開始しました。そして、今月1日には、日本の海上自衛隊の護衛艦2隻や航空自衛隊のF-15戦闘機部隊も、この共同訓練に参加しております。こうした米韓合同軍事演習や共同訓練に対し、3月6日の4発の弾道ミサイル発射を初め、その後のミサイル発射、また今月8日の地対艦巡航ミサイル発射など、米韓日の共同訓練に対する牽制措置と見られております。いずれにしましても、事態を冷静に見きわめ、町民に要らぬ不安をあおることなく、真に町民の生活、生命、平和を守るためにどうしたらよいか。

また、3点目の質問であります。非核平和都市宣言の自治体にふさわしい平和行政についてお聞きしたいと思います。

2項目の有害鳥獣対策について。有害鳥獣による被害や、イノシシや鹿などの出没範囲も年々拡大しているように見受けられます。この間、猟友会などの協力により、有害鳥獣の捕獲数も年々ふえているよう

ですが、それを上回る個体数の繁殖や増加が進んでいるように思われます。有害鳥獣の増大は、農作物への被害だけでなく、人身被害への不安も拡大しています。数年前には、三沢地区においてイノシシによる人身被害が既に発生しております。農作物を守る対策も必要ですが、今日段階に至っては、有害鳥獣の絶対数、個体数を減らすための対策がますます重要だというふうに考えております。

1点目ですが、そのための方策についてどのような考えを持っているのか。

2点目ですが、昨年度の捕獲頭数における狩猟、くくりわな、箱わなによる捕獲別の割合についてどのような状況になっているのか。

また、現在くくりわなやイノシシ等の大きな箱わな、またアライグマ等の小さな箱わなの整備がどのようになっているのか、3点目についてお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えいたしますが、5月29日に質問の通告をいただいております。それに沿っての答弁とさせていただきますと思います。

1番の平和行政の推進についてお答えをいたします。非核平和都市宣言の自治体として、平和行政をどのように考えているかとのことですが、端的に言いますと、平和にかかわる行政は国政において各国の首脳会談や外務省を中心に、国際間の平和外交により友好と国際親善を深め、安定した貿易や文化交流等により両国の豊かな社会の形成を図り、国際紛争や武力行使の抑止等を図っていくものと認識をしております。町政の中で平和行政を強いて挙げれば、皆野町日独友好協会におけるドイツのピュアシュタット市と皆野町の青少年を中心とした国際交流があります。2つの市町の交流活動は、日本とドイツの国際親善と友好を深め、ひいては国際平和にもつながるものでありますので、継続をしていく考えであります。

核については、いろいろな捉え方がありますが、核兵器としての核は受け入れられません。核のない世界を誰しもが願い求めるものであります。特に北朝鮮によるたび重なる核実験や長距離弾道ミサイルの発射は、断じて容認できるものではありません。国においても、国際法や国連安保理の決議のもとに、経済制裁を含めた圧力の行使など毅然とした措置をとっています。

また、東日本大震災における原発事故は大きな問題を投げかけてはいますが、核融合によるエネルギーとしての平和利用は、資源小国の日本にとりましては、低廉な発電コストによるエネルギーの供給は、産業振興や地球温暖化防止の面からも認める意見も少なくはありません。現在5基の原発が稼働しており、この秋にも再稼働する原発があります。

非核平和都市宣言の町の看板は、役場正門の左手に、青色申告、人権尊重、振替納税、食・緑・水と環境を守る各宣言の町看板とともに設置してあります。それぞれ重要な意義ある宣言看板であります。町の顔とも言える役場庁舎正門にあることは、町の姿勢や各宣言看板のアピール効果など最適な場所にありますので、このほかの新たなところに非核平和都市宣言の看板の増設については、具体的な考えはありません。なお、必要に応じて防災行政無線による放送による看板以上の効果を図りたいと思います。

2番、有害鳥獣対策についてお答えします。依然として農作物被害が多発しております。ふえる有害鳥獣の個体を減らすため、町で箱わなを設置し、捕獲する考えはあるかとのことですが、有害鳥獣駆除については、狩猟免許と専門知識を持っている北秩父猟友会に委託しております。動物の本能、習性などに精通した高度な捕獲技術、そして大変危険が伴う捕獲駆除作業に対する安全管理、捕獲後の処分など、全て

の面で卓越した専門知識を有している猟友会に委託し、駆除を進める現方式がベストであると考えます。引き続き北秩父猟友会に委託してまいります。なお、イノシシ等の防護柵設置に対する補助率を80%に引き上げまして、「自分の農作物は自分で守る」を推奨しております。昨年の補助申請は11件でしたが、今年度は既に10件となっております。

なお、他のことにつきましては、担当課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんの通告に基づきましてご回答申し上げます。

2点目の捕獲頭数でございますけれども、28年度の捕獲頭数でございます。全体で107頭とってございます。そのうち、ちょっと猟友会さんのほうに確認いたしましたら、イノシシの箱わなでとった頭数でございますけれども、十数頭というお話を聞いてございます。そのほかにつきましては、くくりわなで捕獲しているということでございます。

続きまして、箱わなの個数でございますけれども、熊、イノシシ等をとる箱わなにつきましては、今現在4基ございます。小動物をとる箱わなは、約30個ございます。くくりわなにつきましては、27年、28年度に104基猟友会さんのほうに支給してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 再質問ではないのですが、これは総務課長になるのでしょうか。5月初めに「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合について」ということで、住民に回覧がされましたよね。こういった経緯、何で町としてこういったことを回覧で回したのか。その経過について、これは冒頭に質問したのですが、この件について。

それと、防衛策というか、本当にここに書かれておるような頑丈な建物、地下に避難するとか、屋外の場合は地面に伏して頭を抱えて頭を守るとか、こういったことが本当に、こういったことで町民の安全安心が守れるのか。恐らく経緯について説明がされるかと思うのですが、これは政府のほうで4月の21日ですか、そういったことが言われている、それからの流れになってきていると思うのですが、その辺を含めて町としての考えについて、町長になるのですかね、総務課長ではきついな。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

町民に対して回覧をした経緯になりますが、日ははっきり覚えておりませんが、4月に県下の危機管理担当課長会議がございました。この中で北朝鮮の弾道ミサイルに対する対応ということで、国が示した内容、これは内閣官房のほうで国民保護ポータルサイト、これにその関連の記事が載っております。それにつきまして、市町村を通じて住民に周知をするようにという内容がございました。これに基づきまして、5月号の広報とあわせて周知をさせていただいたところでございます。

国からの指示といいますか、掲載している内容につきましては、弾道ミサイル落下時のとるべき行動。1つとして、屋外にいる場合は、できる限り頑丈な建物や地下に避難する。もう一つが、建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。3点目が、屋内にいる場合には、窓から離れるか、窓のない部屋に移動すると周知をしております。

内海議員さんご質問のとおり、この内容で住民が守れるかということに対しましては、非常に不安を感

じております。ただ、国からの周知がこういった内容でございますので、特段町でつけ加えることなく、これをそのまま流させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ジャーナリストの池上彰氏が、5月初めの毎日新聞で「北朝鮮、強硬な態度はなぜ」、こういったことに対して次のように答えております。「北朝鮮はアメリカ軍を恐れて、何としても攻撃されたくありません。そこで、攻撃したら報復するぞと脅すことで、攻撃しないでくれと頼んでいるのです」、こういうふうには述べておりました。また、今月2日のある集会で、作家の落合恵子さんは、政府が説明するテロ対策や安全保障の重要性という意味を裏返して、日本の安全保障には3つの条件があると。「1つは、テロ攻撃などのターゲットとなる原発をなくすこと。もう一つは、同様に在日米軍基地をなくすこと。3つ目は、憲法9条をしっかりと見詰め直すこと」、このように落合恵子さんは主張されておりました。

2016年12月23日の国連総会では、核兵器の開発や実験、使用などを全面禁止する核兵器禁止条約に向けた決議案が、北朝鮮を含む113カ国の賛成多数で可決されております。しかし、原子爆弾の唯一の被爆国であり、広島、長崎で一瞬にして20万人を超えるとうとい命が犠牲にされているにもかかわらず、その原爆を投下したアメリカに追随し、核兵器禁止条約に反対している安倍政権であります。事あるごとに、国民の生命や財産、安全を守る、このように軽々しく口にする安倍首相ですが、原発再稼働と同様に、広島、長崎、福島の被災者を全く顧みない、許しがたい暴挙であるというふうには私は思います。こうした安倍政権の米国追随、北朝鮮への制裁と圧力に偏重した外交政策を転換させ、南北朝鮮の自主的平和統一を支持し、積極的平和外交の推進を図るべきだというふうには考えます。

いずれにしても、先ほど町長からも非核平和都市宣言の関係について答弁いただきましたが、皆野町は平成7年6月議会において、前段は省略しますが、「皆野町は世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を目指して美しい自然と歴史豊かな郷土を守り、平和と安全を次の世代に残すため非核平和都市宣言をする」、このように決議を行ってきております。戦前の教育勅語を是認するような愛国教育、そして軍隊である自衛隊の憲法明示など憲法9条の改憲が強まる今日、非核平和都市宣言の自治体として、こうした時期であればあるほど反戦、反核、平和の大切さを町内外にアピールしていく必要があろうかと思えます。

先ほど答弁の中でも、この非核平和都市宣言ということ、役場の確かに正門のところに設置と申しますか、小さいプレートで表示がされていますが、やはり役場の正門のところだけではなくて、町の要所と申しますか、皆野町に入ってきて、皆野町としても非核平和都市宣言をしている町であるということ、町以外の人にもアピールする、こういったことが必要だろうというふうに思います。私どもも視察等で県外の自治体等にも伺うことがあるのですが、やはりこういった非核平和都市宣言をしている自治体において、大きな看板を掲示してアピールしているところもあります。ぜひそういったことも含めまして、正門のところだけではなくて、大きな看板を本当に、本当にということはないですけども、皆野町の玄関口と申しますか、そういったところにこういった看板を立てるように検討していただけるかどうか、もう一度町長にお聞きしたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁でも申し上げたのですが、町の顔というのでしょうか、一番町

民の方々の中心地であるこの役場にそうした看板があるということ、これは私はこれでベストだと思っております。また別なところに新たな大きな看板を立てると、こういうことについては今のところ考えてございません。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 町外から来た人にも、役場に寄られない方についても、皆野町というところは非核平和都市宣言を行っている自治体だということを含めて、ぜひ設置について検討をしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、戦前の鬼畜米英、B-29敵機襲来とか、本土決戦に向けて竹やり訓練を行ってきた経緯があります。これと同じように、北朝鮮への敵視をあおって、地面に伏せて頭を抱え守りなさい。このように理解しがたいミサイル避難行動、こういったことに翻弄されることなく、ぜひ皆野町も世界の恒久平和を願い、あらゆる核兵器の廃絶を目指し、美しい自然と歴史豊かな郷土を守り、平和と安全を次の世代に残す、こういった宣言に基づいた平和行政を積極的にこれからも推進していただきたいと。

あわせて、先ほども言いましたが、町長はあれですか、答弁いただけますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 内海議員と、非核三原則については全く私も考え方は同じでございます。

それから、先ほど申し上げればよかったですけれども、8月7日の広島、あるいは9日の長崎、あるいはまた8月15日の終戦記念日、こうしたときには広報を使いまして町民に広く呼びかけて、その時間には黙祷をしていただくように今までもやっておりましたけれども、今年度、特にそうしたことは放送をして周知していきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。追加の答弁をいただきまして。

いずれにしても、先ほど申し上げたのですが、ぜひ町外の方、ここで出しているのかどうかわかりませんが、冒頭の挨拶の中でも町長のほうから道の駅の関係、好調な、順調な伸びを示していると。平成28年度だけでも、レジを通った来客数だけでも、これは町内の方も含みますけれども、二十数万人の方が見られていると。それ以上の方が、やはりいろんな観光面を含めて皆野町を訪れてくれる方もいらっしゃるわけですから、そういった方へのアピールも含めまして、ぜひ非核平和都市宣言の看板を設置するように、これを強く要望させていただきたいというふうに思います。

有害鳥獣対策についての再質問になろうかと思うのですが、昨年度の捕獲頭数が全体で107頭ということで答弁いただいたのですが、そのうち箱わなについては十数頭、ほかはくくりわなということで答弁いただいたのですが、ということは狩猟による頭数はゼロというふうに理解してよろしいのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

今、私のほうで言いましたのは有害鳥獣を委託しているものでございます。4月1日から3月の21日まで、猟友会さんのほうに有害鳥獣を捕獲している頭数を私のほうで述べさせていただきました。猟期の狩猟につきましては、こちらのほうは数字を把握してございませんので、有害鳥獣の駆除数の委託頭数ということで頭数を申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いずれにしましても、大澤議員がいますが、答弁するわけにいかないでしょうけれども、会員の高齢化なり、また会員の減少の中で銃による狩猟、これというのが大分少なくなっているのが実態ではないかなというふうに思います。恐らく、くくりわなが一番多くてということになるろうかと思うのですが、イノシシ等の捕獲については箱わなが非常に有効だというふうに聞いております。昨年の8月からことしの2月にかけて、半年間で約十数頭イノシシを捕獲したという、そういった話もお聞きしております。

そういったことで、現在箱わなについては大きいのが4基ということですが、これを増設して、例えば旧の5つの町村に各地区2基ずつぐらい設置することが考えられないかどうか。いずれにしましても、増設する考えがあるかどうか。大変箱わなに捕獲が有効だというふうに聞いていますので、その辺を含めて、これ町長ですかね。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 実は数日前に、秩父郡の郡市内の有害鳥獣駆除対策協議会というのがございました。それぞれの猟友会の幹部の役員さんもおいでいただきまして、私も内海議員からの通告もありましたので、箱わなについて猟友会長さん等にお聞きをしたのですけれども、実は箱わなを設置をして、いわゆる両開きにしておいて、中に餌を入れて、それで餌づけをします。何日も何日も餌をそこに入れて餌づけをして、そして警戒をしなくなって入ってきたときにふたが、何というのですか、おりとなるような方法をとっているのだけれども、そうしないと警戒心の強いイノシシではとてもとれないと、そういう話でありました。それでもわなに入るのは子イノシシだと、子供だと、こういうことでありまして、くくりわなのほうが確率が高いという話を聞いております。

先ほど課長の答弁のあった方等につきましてもお聞きをしておりますけれども、やはり餌づけをして、そして10日なり15日なり餌づけをした後におりのみふたが閉まるような、そんな方法をとらないと、なかなか箱に入ってくれるものではないと。こんな話もいただきましたので、検討はしてみたいと思いますけれども、即箱わなを町が購入して、そして議員言われるようにそれぞれの旧村にそれを配置するということにつきましては、十分猟友会の方々とも相談をしながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いろいろ箱わなについても種類が、種類というか、両開きと片面だけの箱わなもあるらしいのですが、ある方については片面のほうが効果があるということを知ったことがございます。あとは餌ですか、その餌についてもどういうものにするかということもあるみたいですが、いずれにしましても、箱わなもそんなに対策としては推進しようとしません。では、どういった方策で絶対数といいますか、個体数を減らそうと考えているのか。単にこれは、猟友会に委託しているからということではないと思うのです。町としてやっぱり有害鳥獣の対策として、こういった例えばくくりわなをふやすとか箱わなをふやすとか、そういった考えを持って、やはりそれを猟友会のほうに委託するという形になるろうかと思うのです。

その辺についてと、あと箱わなについては確かに設置するのに1人では大変だとか、そういう問題もあるらしいです。最低2人ぐらいいないと、軽トラックに載せて異動ができないという、そういったこともあるみたいですが、その辺については12月の若林議員からのご質問に対して、町長がこのように答えているかというふうに思います。わなの資格を持っていなくても、自分の耕作地にそういうわなを設置するのであれば、特に問題ないということをおっしゃられた経過があると思うのですが、そういうことができるのであ

れば、移動等についての大変さというのは耕作者と猟友会の方との協力、そういったことで、その辺は解決できるのではないかなというふうに思います。それらも含めて、ぜひ箱わなが効果があるということを知っていますので、前向きな考えといたしますか、対応を再度お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私も猟友会員でありまして、今議員言われるようなことについてはよく理解しております。今年度から、自分の作物は自分で守るのだと、こういうことで、防護柵の補助も80%に引き上げさせていただきました。なぜそうしたけものがふえるのかと、こういうことは、餌が十分にあるからだと、こういうことになろうかと思えます。当然、今箱わなにいたしましても、猟友会の方々のお骨折りにもよりますけれども、わなを活用したり、あるいは銃で駆除していただいたり、あるいはまた一般の方が箱わなを設置いたしましても、わなにかかっているものを、ではどう駆除する、駆除というか、そうしたこともやはり銃でもなければ、なかなかそれを処分できるものではありません。申し上げていますように、専門的な能力、技術のある猟友会の方々と十分協議をさせていただきます、質問者の要望にも応えられる分については応えていきたいと、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） まとめにしますけれども、有害鳥獣の根本的な対策につきましては、やはり農地なり山林の荒廃を防ぐこと。有害動物が出没しづらい、そういった環境といたしますか、自然環境の維持管理、このようなことが根本的には言えるかというふうに思います。

しかし、現実的には、もう既にこういった維持管理が不可能に近い状況がもう生まれてしまっていて、そういった中で有害の鳥獣が年々やっぱりふえていると。それにはやっぱり即効的と言ったらおかしいですが、個体数、絶対数をやっぱり減らす対策に力を入れていく必要があるかというふうに思います。先ほど産業観光課長のほうからも、28年度の箱わなについての捕獲が十数頭というふうに言われたのですが、やっぱりその辺の、やっぱりということはないですが、そういった効果を生んでいる、餌も含めて、対応も含めて、ぜひ猟友会の中でも共有していただくような形で、ぜひ私はくくりわなより箱わなを増設したほうが効果があるのではないかなというふうに、町長は首を振っていますけれども、私はそういうふうに思います。

ぜひそれらも含めて、個体数を減らす対策として箱わなを増設、猟友会等との関係もあるかと思うのですが、ある猟友会の会員にしてみれば、町のほうでそういう箱わなを増設しているのであれば、協力はしていきたいと思っているということも言われています。先ほど私からも言ったように、やっぱり耕作者も猟友会の方と協力して、設置とかそういったときについてはお互いに連携をとりながらできるような体制を含めて、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時01分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第19号から議案第23号までの5件、承認第1号から承認第4号までの4件、同意第1号から同意第3号までの3件、以上12件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第19号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第19号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正により、里親に関する定義規定が再編されたことに伴うものです。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務第8条の3の改正は、現行では「児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」と定められているものを、改正後は「児童福

祉法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親に、また現行では「その他これらに準ずる者として町規則で定める者」を、改正後は「その他これらに準ずる者として皆野町職員の育児休業等に関する条例第2条の2に定める者」に改めるものです。

2ページの改正につきましても、同様の内容でございます。

以上、議案第19号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第20号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び人事院規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第20号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

今回の改正は、児童福祉法の改正により、里親に関する定義規定が再編されたことに伴う改正及び人事院規則の改正に伴う育児休業の再取得、再度の期間延長、再度の育児短時間勤務ができる特別の事情につ

いて規定の追加を行うものです。

議案の3枚目に添付いたしました新旧対照表でご説明いたしますので、ごらんください。

新旧対照表の1ページ上段になりますが、第2条の2の改正は、先ほど議案第19号と同様に、児童福祉法の一部改正により、里親に関する定義規定が再編されたことに伴い所要の改正を行うものです。

第3条の改正は、次の2ページにまたがりませんが、育児休業の取得については、常勤職員の場合、当該子が3歳に達する日までの間、同一の子について原則1回の取得となっておりますが、特別の事情があれば再度の取得が可能であり、本条ではこの特別の事情を規定したものになります。人事院規則の改正に倣い、改正後は「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めるため、規定の追加を行うものです。

第4条の改正は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、第3条の改正と同様に新たに規制を追加するものです。

次の第10条は、育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての規定になります。育児短時間勤務は、小学校入学までの子を養育する常勤の職員が希望する日及び時間帯について短時間勤務を認める制度です。本条の改正は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、第3条及び第4条の改正と同様に、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めるため、この規定の追加を行うものです。

以上、議案第20号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 確認させていただきたいのですけれども、里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者を養子縁組里親に改めてこの条例では適用を規定してくるという形にとれますけれども、依然としてこの養子縁組里親というのは法律的縁組を経た人のような感じとれるわけですが、依然としてそのような固い形式をとらず、里親であって養子縁組によって養親となることを希望している方というのは存在する可能性というか、いるわけですから、その人たちは今回の改正によっては、もはやちゃんと法律的養親にならないと、この休暇なりのとる条例には当てはまらなくなってしまうのだよという感じの捉え方でよろしいわけですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員の質問にお答えをいたします。

今回の改正につきましては、児童福祉法の改正によるものでございます。児童福祉法の里親等の改正規定につきましては、これまで児童福祉法の6条の4第1項、第2項で規定されていたものが、今回児童福祉法の第6条の4第1号から第3号に規定をされております。この規定に該当する方が、条例でも該当するという考えでよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのことは、一応そういうことで理解します。

そうしますと、正式な方でない方は、今回は該当されなくなるということになりますか。今までどおり法的にしっかりと縁組をしていない形の方は、ただの里親ではだめだという形になってしまいますね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

この法に該当しない場合には、該当しないということになります。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 一応わかりました。そうすると、何か里親とか立派なことをやっていただく方が、ちょっと規制されるのかなという感じをさせていただきますけれども、そうなのかなと。大丈夫ですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） この規定については、もともとの規定と同じ内容でございます。児童福祉法の定義規定が変わったことに伴いまして改正をしたものでございますので、内容については特に従来どおり変わった内容ではございません。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第21号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,120万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,500万2,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、子どものための教育・保育給付費国庫及び県負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、ただいま申し上げました国庫及び県負担金に係る事業費のほか、小規模水道設置費補助金の増や地方創生に係る業務委託料の追加、異動に伴う人件費の補正を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第21号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書になります。

事項別明細書3ページをお開きください。歳入からご説明を申し上げます。最上段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金53万3,000円の増は、施設型給付の対象施設の増に伴うものです。

次の項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金30万1,000円の増は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、マイナンバーの利用に関するソフトウェア改修に伴うものです。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金26万6,000円の増は、先ほどの民生費国庫負担金と同様に県の負担分を受け入れるものです。

款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金2,010万5,000円の増は、本補正の歳入歳出差引額の調整に伴うものでございます。

次の4ページからが歳出になります。主なものについてご説明申し上げます。なお、各費目において、職員の異動等に伴う人件費の補正を行っております。

5ページに移りまして、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料50万円の増は、みなのもち力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料の追加によるものでございます。

中ほどになりますが、目8電子計算費113万4,000円の減は、子育てワンストップサービスに関するシステムの仕様が決定したことにより、民生費へ計上がえをするものでございます。

最下段、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費26万円の増、6ページに移りまして、上から2段目、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料6万5,000円の増は、歳入でもご説明したマイナンバーの利用に関するソフトウェア改修に係る費用の追加によるものでございます。

7ページ下段になりますが、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13電算システム改修委託料64万8,000円の追加及び節14電算システム使用料48万6,000円の増は、先ほどご説明した総務費からの計上がえによるものでございます。

続いて、8ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費55万7,000円の増は、主に節19負担金、補助及び交付金の小規模水道設置費補助金の増によるものでございます。

続いて、12ページをお開きください。款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節13委託料、子どものための教育・保育委託料141万2,000円の増は、就園児数の増などによるものでございます。

14ページから19ページまでが給与費明細書になります。

以上、簡単ではございますが、平成29年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、ページ数を告げてご質問ください。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 直接はこの補正予算のところという関連では、関連というかあれなのですけれども、この間の先ほど町長が言ったポピーまつりの件で、相当のお客さんが来てもらったと。そして、私も行った日には、前の日まではまだですよ。当日は金をいただきますよ。そういう決断を下してもらったには、いい配慮だとは思ったのですけれども、前の日までただで、きょう金を取りますと言われた人が相当多くいまして、そして花の状況から見て、どういう判断でということをちょっと質問したいと思います。

まず、担当者の方に聞くと、去年11月に種をまいて、霜が降ってだめだったという話も皆さんにいろいろ聞きました。そして、その後何カ月かたって、この実行委員会等々を多分開いてやっているものだと思うのですけれども、実行委員会等を開いた中で、ポピーの花の木がどのぐらい生えているか把握した上でいろいろ会議をして、そうすればシャトルバスを出すにもいろいろ工夫したり、駐車場の件にしてもいろいろ工夫して、最初から幾らか削減できるような方向もあったのではないかと思います。その辺について、最初から咲いているものを、もう計画立ててしまったからバスも出す。そして、計画を立ててしまったから会費も取る。ところが、どうにも花が咲いていないので幾日か前に方向転換をして、600円とか500円のを半値にしますよと。ことしはいいにしても、来年来る人が相当疑ってかかるのではないかということが、まず私は一番感じました。

それで、多くの方に言われたのは、「このぐらいじゃ、ただでもいいんじゃないか」と言う人が多かったのも事実です。でも、自分らも払った中で見て、まあ咲いているからと。でも実際の話、バスからおりた人なども「全部雑草だよ」と言っている状況の中で、こういう予算の中で最初から計画を立ててしまったものをやるというのはどうなのかと。その辺についてご質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 2番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

ポピーまつりにつきましては、先ほど林議員さんが申されましたように、11月の雪、1月、2月、3月にかけての干ばつということで、今回の5ヘクタールのうちの約5割、半分は咲かないという状態になってございます。先ほどお話いただきましたように、実行委員会は、昨年の6万人という来場者が来ております。それに基づきまして、いろいろな緩和策等を検討いたしまして、4月までに4回実施してございます。その中で、いろいろな先ほど申しましたように緩和策、交通渋滞なりトイレなりの緩和策等をいろいろ検討いたしまして、先ほどおっしゃったような金額を設定させていただきました。

なお、その後、4月の24日だったと思います。24日の日に最終的な実行委員会を行いまして、4月の頭になりまして、花の状態が悪いということに関係機関のほうからお聞きしまして、その実行委員会で検討し、その後いろいろな状況を踏まえながら、5月の18日の日に最終的な、両町村で、東秩父、皆野町、牧場等の実行委員会等を行いまして、今回の事業になったわけでございます。なお、経費につきましては、いろいろな面もありますので、今ここでは答弁はできませんけれども、そういう経緯をもちまして、今回の事業を行ったものでございます。

なお、これは私も毎週土曜、日曜、平日も上がっておりました。林議員さんのおっしゃられる意見もございませぬ。なお、ほかの方々に言いますと、あそこは標高500以上ございませぬ。景観もよろしい。周りもよく見えてきれいなところだというような意見もございませぬ。全部の方が、その料金に対して反対かということもございませぬ。大勢の方につきましては、景観がよい、これでよいというようなこともお話を

いただいておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 山へ行って高いから、山を見ているのも、確かにそれはいいと思います。けれども、ホームページで天空のポピー会場とか、それで三沢へ行くとき、車で行けば右側にはきれいにうんと咲いている。だから、あれを見れば上でも大変な連作で被害があったというのはわかるのですけれども、バスについても空のバスを皆野の町の中をずっと走らせているということに対して相当の批判があります。1台ならいいけれども、2台も行ったり来たり、行ったり来たりしていると。そういうことについての、実行委員会で検討してもらっているいろいろ骨を折っているのもわかります。花も咲かないのも毎年のごとで、去年はよかったから俺もことし行こうとして違う人に言ったら、「ことしは雑草だで」と言われたので慌てて飛んでいったような経緯もあります。

その辺はわかるのですけれども、やっぱり検討委員会を4月と3月にやったら、どのぐらい生えていて、どのぐらいのものがあるかというのは実行委員会でも相当みんなして一生懸命やらないと、これから桜の花と違って、桜は気候だから諦めてくれる人がいっぱいいるけれども、ポピーはあそこは自分らでつくった、県でやってくれてつくったものを見に来る人は相当いると思うのです。高い安いは、お互いに安かった、高かったというのは言い方があるから、それはあれなのですけれども、割り引いてもらって、東秩父と皆野から店がいっぱい出ているから、きょうは割り引いてやるから、ただでいいから物を買ってくんぐらいの勢いでやればいかなと、あそこで見ていたこともあります。

バスで来た人も、下から登っていくのにほとんど咲いていない。行くと、1カ所だけきれいに咲いているところがあった。あれが咲いているということは、よそも咲いてもいいと思っている人が多いわけだから、ぜひどうしても検討委員会を開いて、これだけのバスについても何とか減らせるものなら最初から減らしてかかってもよかったのではないかと。そうすれば、予算的にも幾らか少なくなるのではないかと考えていまして、その辺については。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 林議員さんの再質問にお答えします。

シャトルバスにつきましては、13、14日、2台走らせました。その後につきましては、いろいろな方々から、林議員さんがおっしゃられましたように、いろんな方々からいろんなお話をいただいております。その後につきましては、バスのほうを検討させていただきまして、バスの台数を減らしてございます。バスの台数を減らした割に町のワゴン車を使いまして送迎させるというようなことで、バスのほうも台数を減らして運行してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁いただいたように、臨機応変やってもらって対応してもらっているということなので、これからもとにかく計画を立てたものはやらなくてはならないというのは自分らも十分わかりますけれども、臨機応変いろんなことがあると思いますけれども、来年はもっといい花が咲いたらうんと来てもらうような方法をとってもらおうということを前提にやってもらえればありがたいと思います。

質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 林議員の関連ですけれども、私もポピーまつりについての件をちょっと述べさせていただきます。

まず初めに、ことしのポピーまつりの運営にかかわった多くの皆様には本当にご苦労さまでした。今回はいろいろと変更等もあり、自然相手の難しさを痛感するところだと思います。ポピーまつりが終了して、まだすぐのことですが、ポピーを見に来ていただいた方とか、また町民の方からの要望や意見が私のところにも寄せられていますので、来年のぜひ改善点として実行委員会に反映していただきたいと思います。

1つは、ポピーの花は赤だけでなく、ピンクや白などいろいろな色の配色を考えてください。これは、東京から見に来てくださった方、私の知人から言われました。

2番目は、秩父市のシバザクラのように、町報に町民は無料で見られる入場券をつけてください。

3番目は、スポーツ公園を駐車場としたポピー会場周辺の交通規制について、実際は行われませんでしたが、一部の交通どめについて住民から不安の声がありました。もう少し住民の理解を得るよう努力をしてください。

4番目は、シャトルバスの運行や、先ほども出ましたけれども、交通整理の警備員、入場受付の人員、トイレなど多くの経費がかかっています。町からの持ち出しは1万円ということが、予算の中に負担として出ていますけれども、入場料をもらっても足りない状態ではないかと心配している方がいます。多少の金額でも税金が使われているわけですから、実行委員会として収支報告を出すべきだという声があります。

4番の収支報告について、きちんと出すか出さないか、その点について答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 収支報告は当然出すつもりでおります。ただ、ことしの場合、赤字になる可能性が今の時点では、予想ですけれども、そんな感もあります。その場合には、両東秩父、皆野町とで十分協議をさせていただきまして、また議会の皆さん方にもご理解をいただく場面もあるかなと、こんな感じがしておるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。収支報告はぜひお願いいたします。

そして、それが町の人にわかるように、町の役場の前に掲示板に張っておくとか、やはり私たちもそういうのは見たことないので、ぜひ配付してください。

それから、両町村に赤字の部分が負担になると、そういうことがあるのですけれども、その辺本当にやって赤字だった。人が来てもらったのはよかったのだけれども、赤字になってしまったというのは本当に理解できるかどうかは、これから私もいろいろ検討していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 3点ほどお伺いいたします。

5ページ、みなの魅力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料50万円、これについてお伺いいたします。これはどのような方がアドバイザーになって、1人と前聞いたような気がするのですが、どのような方がなられて、その方を委託するに当たり、どこか実績のある方ということから入られたのか。その方を委託するに当たり、皆野町が少子化に向かってしまっているところから脱出するための手段の一つのよ

うな気がしますけれども、どのような感じでアドバイザーの方は考えを持っておられるのか。もう既にいい提案が届いているのか、その辺のところをお聞きいたします。

次に、6ページに参りまして、町営バス運行費、きょうの一般質問、常山議員の中で、しきりに日野沢の日曜日のバス、あふれてしまう人がいるのだという話をされていましたが、その話は私も聞いておりました。それで、1つお聞きしたいのは、あふれてしまった人は現実最終的にどうされているのか把握されていますか。結局もうバスがないよといって、夕方の最後の便に乗れなくてあふれた人は、どういうふうにされているのか把握されているのか。自分はそこのところ、だからかわいそうなのかなと思って聞いていたのですが、やはりそこのところで一つの何か、きょうの答弁はお聞きしましたけれども、日曜日に限って、今すごく山が中高年ではやってきて、皆野町の山ぐらいが、またある意味大変向いているのかもしれないから、こんなに大勢来てくれるようになってきているのかもしれないし、まだこれは始まりかもしれません。そう考えると、もうちょっとここに関しては考えたほうがいいのではないかという感じでお聞きいたしました。その辺のところをもう一度、ぜひお聞かせください。

それともう一点、今のポピーまつりに関して私も少し、いろんな意見があるということで当然なのですが、私の個人的な意見は、仕事を平日しておりまして、車に乗っていますとNACK5というラジオが大変おもしろいので聞きながら走るということがありますが、あれが非常に盛んにポピーを宣伝しておりました。それで、西武線とタイアップして、要は横瀬駅から長瀬行き乗りかえなんかを何度も丁寧説明して、途中の皆野駅で下車する。下車するとバスがあって、一面に咲き誇るポピー会場が待っていると、そのような宣伝をしておりました。そんなのを聞いていて、自分も、ああ、すごいなと思いがら、ある日帰ってきたら回覧板が回ってきて、ポピーは大変不調であると。そこに、だから少し疑問が生じまして、皆野町は対応して町民の方に回覧板で、自然のことだからしょうがないから、このような状況ですというのをある意味伝えてくださったのですが、依然として外部の方、林議員が言っていたけれども、来年来るお客さんが考えてしまうよということもあるかもしれないのですが、外部から来てくれる、貴重な収入源でもあるわけですが、事実は事実として、NACK5のあの宣伝は悪いのではないかという気がいたしました。その辺のところ、ちょっと感じる場所がありますので、よろしくお願いたします。

以上3点です。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんからのご質問にお答えいたします。

5ページのみなの魅力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料50万円の内容でございます。これにつきましては、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、みなの魅力発掘・創造会議を設置し、施策の実現方策等を検討するという位置づけしております。平成28年度におきまして、地方創生加速化交付金を活用する中で、みなの魅力発掘・創造会議を設置いたしました。その中で、浅草との交流事業を主に検討してまいりました。その浅草との交流を検討するに当たりまして、実は地域振興センターの前所長であります榎田所長さんが、今回アドバイザーをお願いした福井先生という方がいらっしゃいますが、その方と縁がありまして、皆野町に紹介をいただいたのがきっかけでございます。

この福井先生を28年度にアドバイザーということで、地方創生加速化交付金を活用する中でお願いをいたしまして、浅草との交流につきまして専門的なアドバイスをいただきました。その結果、6月4日の隅田川水面の祭典への参加が実現し、浅草と皆野町の交流が始まったということでございます。今年度につ

きましても、引き続きこの福井先生にアドバイザーとしてお願いをし、浅草との交流事業を継続していきたいというふうに考えております。この福井先生の肩書きですけれども、東京に会社を有しております、ジェリックインスティテュート株式会社、この代表取締役をしてございます。それと、浅草商店連合会、今回、水面の祭典の受け入れをしていただくに中心的な役割を果たしていただいた団体になりますが、その浅草商店連合会のアドバイザーもしております。そういったことから、浅草と皆野町のかげ橋的な役割をしていただいているということです。今年度につきましても、引き続きこの福井先生にアドバイザーをお願いする予定で考えてございます。

それからもう一点、町営バスの運行、日野沢線の乗れなかった人への対応ということですが、一般質問の中にもございましたが、これにつきましては運転手のほうで金沢線、根古屋橋バス停から乗るよとということアナウンスをしていただきまして対応していただいたということで、運行业者の新井バスから報告を受けております。特にこの件に関しまして、その乗れなかった方から町への苦情等については寄せられておりません。ちなみに、温泉前のバス停から根古屋橋までは、約1.2キロという距離でございますので、歩いていただいても10分から15分程度かなというふうに考えております。

今後の対策といたしましては、混む時期に当たりましては、事前に乗れない可能性がありますというよなアナウンスをする必要もあるかなということで、担当としては考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

ポピーまつりの状況でございますけれども、各地区に回覧を流しました。それと同様に、当時期に報道機関のほうにも、記者クラブのほうにもその情報を投げ込んでございます。なお、西武鉄道さん、秩父鉄道さんにおきましても、各駅等でいろいろな情報を流していただいております。先ほどおっしゃられましたNACK5のほうにも、一応お話ししてございます。ただ、そこでそういう情報が流れたという状況でございます。西武におきましても、5月の13日から西武鉄道の各駅におきましても、駅に電光掲示板がございまして、皆野町のポピーはまだ開花しておりませんというような状況を流していただいておりますし、熊谷の秩父鉄道の駅におきましても、そのモニターにポピー状況についてはまだ開花状態ではありませんというような状況で、各報道機関、鉄道等とも連携をとりながら情報を発信してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それぞれご答弁いただき、わかったところではありますけれども、みなさんの発掘の福井先生という方に依頼をされたということで、それが浅草とお聞きしたので、浅草で皆野町の何か物販を始めるような感じも検討されているみたいですが、そうすると浅草という浅草寺なんていうのがまずあるわけで、あそこのお店が並ぶ一角に皆野町のブースでもできてしまうのかなと思っておりますけれども、そのような方向ですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員の再質問にお答えいたします。

昨年度、町長それから商工会長、それから地域振興センターの飯塚所長、3名で去年の水面の祭典に参加させていただいております。その後、8月だったと思っておりますが、浅草でイベントがあった際に、斉藤農園さんがそのイベントに参加をしていただきまして、そこで農産物の販売をしたという実績がございまして、

先ほど申しあげました浅草商店連合会の理事長さん、丸山理事長さんですが、大黒家さんというてんぷら屋さんを営んでおります。また、空き店舗といえますか貸し店舗といえますか、そういったところもテナントというのですか、お持ちだということですので、そういったところで活用して、皆野町の物産を持って行って販売することも可能だというお話はいただいております。そういったことにつきましては、今後魅力発掘会の中で検討していく内容になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なかなかでは、これからいろんな展開が考えられるようですね、大いに頑張ってください、その人もあいているところをお持ちであれば、丸山さんですか、ぜひ安く借りていただいて、何しろ人が集まるということは強みですから、そこで何かうまいみそなりおなめなり、今こどもいろいろありますよね。町長に前お聞きしたこともあるのですけれども、よろづやのポテトもあるのですけれども、いろいろな展開をぜひしていただいて、頑張ってみてください。

町営バスのほうはお聞きしました。金沢線のほうが、では遅い時間にあるということで、今回の場合に関しては対応できたということですね。そうすると、そここのところのそれを一つの参考にして、金沢線のバスを時間をずらして組んでおくというのは一つの考えになるのかもしれないし、本当に喜ばしいことに人がまだ来るようであれば、再度ぜひ考えていただければいいのではないかと思います。

ポピーですけども、宣伝した人もいるわけですから、あとは結構容易ではない思いしてあっちこっちに状況を説明されたようですけども、聞いていない人もいるから、期待して来てしまうというのがあります。そうすると、次は料金です。来てしまった人に、林議員も言っていましたけれども、あの値段で果たしてよかったのかというのは課題だと思います。その辺を、今後うまくやっていってみてください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 小杉議員の質問とも関連する部分があるのですが、5ページの目7企画費の節13委託料の関係です。これから業務について委託するということだろうと思うのですが、具体的にどういった業務内容を考えているのか。

それと、当初予算でこの委託料について、なぜ計上できなかったのか。

あわせて、アドバイザー既に平成28年の12月20日に委嘱されて、平成28年度中にもこの会議が開かれているかと思うのですが、このアドバイザーの報酬金等についてはどのようになっているか。

あわせて、県の地域振興センターの関係の方が3人この会議の中に入っているかと思うのですが、この方の報酬金というのをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

なぜ当初予算に掲載できなかったかということですが、28年度におきまして魅力発掘・創造会議、この中で浅草との交流を検討してまいりました。28年度中に6回開催をしてございます。この間、浅草との交流、水面の祭典に参加に向けた会議等を行っておりまして、その中で福井先生に講師等、それから浅草での現地での調整を行っていただいております。

当初予算、12月から翌年にかけて編成をいたしますが、この段階では浅草の水面の祭典に参加をすると

いう大枠な方向は決まっておりましたが、細かい方向はまだ検討中で決まっておりませんでした。これが正式に決まってきたのが、2月に入ってから具体的な検討を始めておりました。そんな関係がありまして、まだ浅草との交流が未確定といただきますが、検討中であったことから、アドバイザーの契約を翌年度結ぶかどうかというところまでも未確定な内容がありましたので、当初予算への計上は見送らせていただいたところでございます。

それから、アドバイザー契約の内容になりますが、1つは浅草との交流についてが主な内容になります。これにつきましては、引き続いて浅草との交流をしていく上で、福井先生が浅草との仲介役になるわけですので、浅草での相手の浅草商店連合会等々の調整を行っていただく。それから、あとは観光面においても広く見識をお持ちでありますので、そういった観光分野の取り組みについても今後検討していく予定ですので、そういった面につきましても専門的なアドバイスを受けていくというふうなことで考えております。

それから、福井先生の報償金になりますが、これは業務委託という形で考えております。そういうことで、報償金を支払うということではなくて、業務委託という形態で考えております。

それから、秩父地域振興センターの職員3名、所長、副所長、担当職員おりますが、これについては県職員ということがありますので、報償金は支払いをしてございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。いずれにしましても、専決処分との関係も出てくるのですが、この関係ですね。急な取り組みだったというような経過がうかがえるのですが、いずれにしましてもできる限り新年度の予算に計上するような形での取り組みといただきますか、今後の事業の検討等をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、ちょっと落としてしまったのですが、8ページの目3環境衛生費、節19負担金の小規模水道設置費補助金57万4,000円の追加補正なのですが、具体的にどういったところを考えているのか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんの質問にお答えします。

8ページ、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金、小規模水道設置費補助金57万4,000円については、全額桜ヶ谷地区水道組合に対する補助金です。桜ヶ谷地区に取水施設が数カ所分散してございますが、このうち井戸から水中ポンプでくみ上げている施設がございます。この水中ポンプが経年劣化等で故障のため使えないということで、今回水中ポンプの交換に伴う取水施設の整備事業に対する補助金として、事業費の7割の金額を予算要求をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

関連するのですが、3月の議会の中でも一般質問で取り上げたのですが、高府地水道組合の関係です。その後の話だということと高原牧場との関係で、正式に高原牧場の取水口から上の部分からとっていいよという話になっていたらしいのですが、正式にはその辺がまだ決まらないのだというのを5月の上旬あたりにお聞きしたのですが、その後の経過と、また高府地水道組合として今後の施設整備、その辺はどういった要望が出されているのか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんの再質問にお答えします。

高府地水道組合からは、4月に2回ほど組合長さんから、今年の渇水時の苦勞話等お話を聞く機会がございました。ことしは4月に組合の皆さんで、取水施設の整備を余りお金をかけない形で実施しております。取水する場所、高原牧場の取水施設より少し上のところで、バイパスみたいな形で通すような形で、水が下のほうに回ってくるような形で、取水施設の整備を余りお金をかけない形で行っております。その後、組合から特に連絡は受けていないわけですが、今回の補正に当たりまして、もし高府地水道のほうで取水施設の整備について予定があるのであれば出してくださいという形で話をしているわけですが、今回まだ具体的に予定がないということで話をされております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 高原牧場の取水口から上の部分から取水するということについては、高原牧場との関係では話がついたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 内海議員さんからの再質問にお答えします。

高原牧場との調整については、組合のほうから特に話を聞いておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 済みません、私のほうからポピーまつりにちょっと関係がございますので、ちょっと今高府地水道の件につきましては町民生活課長のほうから申しましたけれども、先ほど言いましたポピーまつりの関係は私のほうからちょっと答弁させていただきます。

先ほど議員さんがおっしゃられましたように、今年のポピーまつりで水を使って高府地水道が渇水したというようなお話をいただいております。その後、高府地水道さんと牧場のほうでお話をいたしまして、今議員さんがおっしゃられました牧場のポンプ場のところに堰堤がございます。堰堤を一部直すということで、牧場のほうとは協議が済んでおります。それにつきまして、その後どういうふうに工事をして配管をしていくかということにつきましては、高府地水道さんのほうにお願いがしてあるということでございまして、牧場の堰堤からとるということは、牧場のほうは承知してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第22号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、認定の議決をお願いいたします路線は、大字国神地内でございます。本件は、平成9年3月の町立皆野幼稚園建設から使用していた進入路及びその延伸部分について、現在では生活道路としても利用されており、公共性が高いことから、新たに町道として認定し、維持管理していきたいというものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 議案第22号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

当路線は、国神郵便局前の主要地方道皆野両神荒川線の栗谷瀬橋側から町立皆野幼稚園を経て、荒川沿いの町道国神67号線に通じる道路でありまして、平成9年3月の園舎竣工以来、その進入路として利用しておりました。現在では、幼稚園利用者のみならず、個人住宅の生活道路や郵便局、歯科医院の駐車場の出入り等、公共、公益性が高い道路でございます。

議案書を1枚おめくりいただいて、次のページをごらんください。整理番号3167、路線名、町道国神167号線でございます。起点、大字国神字関谷657番9地先、重要な経過地、大字国神字蟹沢口642番9地先、終点、大字国神字蟹沢口641番2地先でございます。

場所でございますが、次のページの参考図をごらんください。赤の着色が認定路線でございまして、路線の起点は丸印、終点は矢印で示した箇所でございます。延長は約183メートルでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 以前、たまに幼稚園の儀式があるときに通らせてもらっていましたが、なかなかちゃんとした道路なので、町道かと思っていたような節もあるのですが、以前の権利関係はどのようにされておりましたか。その権利に対して借り上げとか、そういう形だったようなものであったとしたら、そこに借り上げて町が道路としての形状をつくって維持してきていたのかなと思うところですが、その辺を確認すると、その権利関係が今回買収なり何なりで変化された、これ認定するに当たり変化されるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんからの質問にお答えいたします。

幼稚園進入路につきましては、平成8年度に工事用道路として、まず賃貸借を結びまして、それ以来幼稚園と一体の賃貸借契約で、教育委員会のほうで管理をしていただいております。その後、先ほど申し上げたとおり一般の通行の用に供されておまして、恒久的な使用が見込まれることから、平成28年度に売買契約を結びまして、全て道路敷につきましては町に所有権移転の登記を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第23号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議案第23号 皆野町文化会館空調設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 皆野町文化会館空調設備更新工事請負契約の締結について、提案理由

の説明を申し上げます。

皆野町文化会館空調設備の老朽化に伴い、空調設備の更新工事に係る請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 議案第23号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事は、文化会館の空調設備更新工事でございます。管理棟とホール棟の2つのエリアに分けて、それぞれに室外機と室内機を設置します。管理棟の室外機の数3台、室内機は29台、ホール棟の室外機の数2台、室内機は19台になります。

この工事の入札でございますが、制限つき一般競争入札で行いました。平成29年、30年度皆野町建設工事等競争入札参加資格者名簿に管または電気の業種で登録され、町に対して契約権限を有する本店または営業所等が埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所管内に存在する者は、経営事項審査、管または電気工事にかかわる総合評定値が825点以上であること。また、秩父県土整備事務所管内に存在する者は、経営事項審査、管または電気工事にかかわる総合評定値が675点以上であることを参加資格として執行いたしました。参加された業者は11者でございます。

請負金額は、1億1,279万5,200円。請負業者は、本庄市緑2丁目1番2号、株式会社高橋設備、代表取締役、高橋秀明です。工事の履行期間ですが、議決の日から平成30年3月29日まででございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。まず最初に、この入札によって落札した株式会社高橋設備について、この会社の内容について質問してみたいと思いますが、まず会社の資本金は幾らか。この会社の社員数は何人か。昨年度の会社の売り上げは幾らあったか。また、昨年度受注した工事の履歴について、わかる範囲で説明を願いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、資本金についてです。資本金につきましては、2,500万円です。

続きまして、社員数です。従業員数は15名です。

それから、売り上げですけども、純売上高、工事収入としまして3億7,284万4,242円です。

最後に、工事の履歴についてです。昨年度の工事につきましては、主に大規模な工事ということで、まず工事名、川の博物館本館ほか機械設備改修工事、それから農業集落排水汚水処理施設機械、電気設備工事、こちらは本庄市になっております。この2つの工事が、最近の大規模な工事ということになっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今、概略の説明をいただきましたが、なぜこういう質問を私がするかというと、この会社は私も初めて聞いた名前ですし、皆野町においても、石木戸町長はご存じかもしれませんが、実は皆野小学校の工事の入札について、今ではないですよ。その前の工事なのですけれども、実は競争入札によって秩父の小室建設が落札して、途中で倒産をしまして、大変皆野町も苦慮した点があったということがあるわけでございます。

そんな中で、実はその会社が、私が聞いた話によると、なかなか問題点もあるのではないかとというような話も伺ったものですから、それと予算が約1億4,000万円の当初予算だったと思います。この入札の結果によって、約3,000万円安くなっているということについて、まず教育長にどうして1億4,000万円の予算の工事が3,000万円近くも安くなって落札したのかお聞きしたいと思います。

それと、やはり落札業者が、先ほど古い話の小室建設の件を申し上げましたが、問題なく工事が完成できる立派な会社であれば問題ないと思いますが、その辺のところの見解をまず教育長にお尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

予定価格の1億4,099万4,000円に対しまして、契約額は1億1,279万5,200円、落札率80%、その差額は2,819万8,800円です。ご指摘のとおり安くなりました。なぜかという見解ですが、これにつきましては競争原理が働き、企業努力が十分になされたものと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今教育長のほうから答弁いただきましたから、この問題について町長に、この会社は心配ないか、自信持って落札業者として認定できるかお考えを、お考えというか見解を答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） この会社につきましては、平成27年度に本庄市において児玉総合支所総合施設新築機械設備工事を行っておりまして、この契約額も1億2,960万円ということございまして、心配は私はない会社だと、信頼できる会社だと、このように認識をしております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 町長のほうからも心配ないという答弁をいただきまして、一安心したところでございます。しかしながら、先ほど申しましたように、皆野町でも小室建設のような例もあったわけでございます。これから約1億円からの工事でございます。徹底した監督をして、間違いのないようにひとつやっていたきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 競争入札の結果、大変安くなったというのは、それはそれで結構な面もあるのかなと思いますけれども、実際の工事におきまして少々お聞きいたします。

そうすると、これはわかったとはいえかなりの金額で、そこから推察する部分もあるのですけれども、風洞も主に天井裏に隠れたりしているかと思うのですけれども、風洞も全て入れかえる工事になりますか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 工事内容につきましてご説明いたします。

実際工事につきましては、役場のエアコンと同じ形になります。なので、今まで使っていた配管については撤去になりまして、新しいダクトがつく形になります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると新しいダクト、つまり風洞が交換されるとなると、これはもうかなりの工事で、天井裏であれば、天井は上のほうにあるのですから足場が用になる。それに対して、かなりほこりも飛び散るといことで、大変な養生費が必要になってくる。工事期間も当然かかる。ある程度の期間閉鎖する部分が、どのぐらいの期間考えておられるのか。

あと、古い昔の風洞についての撤去について、きのうあたりもアスベストの話がかなりテレビでされていましたが、風洞の一部には、我々仕事をしていてそこが絡んでくるのですけれども、その辺の説明は受けられておりますか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、アスベストについてですけれども、町のほうの施設のアスベスト調査を過去やったことがございます。特にアスベストのほうはないということになっております。

それから、工事の時期ですけれども、管理棟につきましては平成29年10月1日から29年11月30日を予定しております。ホールにつきましては、30年1月9日から30年3月29日になっております。管理棟についての10月からの工事の理由につきましては、このころはまだ季節的にも暑からず寒からずというところなので、この時期を選びました。ホール棟につきましては、1月の成人式が終わった後、それから3月までの間に工事をするという予定になっております。

また、工事のときにほこり等出るとは思いますけれども、商工会事務所及び私たちがいます教育委員会事務所は、原則土曜日、日曜日、祝日に施工を行うということにしてあります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 文化会館のホールに関しては、どのような工事になるのでしょうか。今、期間も教えていただきましたけれども、結局あそこが一番大変になる。風洞を入れかえるとなると大変なわけですから、建築的にある程度壊さないとそれが出てこない、交換にならないという部分が想定されますけれども、その辺もこの高橋設備さんが、当然建築業者とタイアップしての見積もりにその辺はなっているかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） ホールのほうの工事内容につきましては、ダクトにつきましては一部使えるところは使うという形になっています。それから、また施工管理につきましては、設計事務所とまた契約しまして施工管理のほうもやっていく予定になっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いろいろ大変な工事に必ずなると思います。アスベストの調査もしたということですから、多くはまだ難しく、話をしてもどうかなというところなのですけれども、風洞の場合、一番目に見えないでアスベストが存在するのがつなぎ目のゴムです。そこのところをよく、ぜひ検討して

いただければいいかと思います。我々は、あそこのところでもいつも難儀しているのを見ておりますので、そんなところでもいいものをつくってください。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 承認第1号 皆野町税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

今回の皆野町税条例の改正で主なものは、所得割の課税標準の見直し、固定資産税等の特例措置、災害に関する税制上の措置の常設化、軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）ですが、の見直し等で、法律改正に合わせて改正また新設するものでございます。

改正条例の最後のページ、12ページの後に添付いたしました新旧対照表で説明をいたしますので、新旧

対照表の1ページをごらんください。なお、説明に当たりまして、根拠法律の改正による条項のずれ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、新旧対照表の1ページ、第33条第4項及び2ページの第6項における改正でございます。法律改正に合わせた改正で、ただし書き及び第1号、第2号を追加するもので、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

少し飛びまして、6ページ中段をごらんいただきたいと思います。第50条の改正でございます。第50条の改正は、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページ上段、第61条の改正は、項規定の新設及び法律改正に合わせて改正するもので、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。

その下、第61条の2は、企業主導型保育事業の創設により新たに規定するもので、わがまち特例の割合を定める規定でございます。

9ページ上段、第63条の3の改正は、10ページ中段第2項の改正によって被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

続きまして、11ページ中段、第74条の2第1項及び次のページ、第2項の改正は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する規定でございます。

12ページ中段、附則第5条の改正は、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」とするもので、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備でございます。

その下、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

13ページ中段下、第10条の2の改正は、わがまち特例の割合を定める規定で、法律改正による条ずれによるもの及び次ページ、14ページになりますが、第7項、事業所内保育事業に係る規定の追加でございます。

14ページ中段、第10条の3の改正は、法規定の新設に合わせて新設及び改正するもので、1枚おめくりいただきまして16ページ下段をごらんいただきたいと思います。第9項の規定は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定をするものでございます。

17ページ中段の第10項の規定は、特定熱損失防止改修住宅等に対する同様の規定をするものでございます。

次が、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページ上段、前ページから続きますが、第16条第5項から第7項の追加ですが、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について見直しを行い、適用期限を2年間延長するものでございます。

20ページ中段、第16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものでございます。

21ページ中段、第16条の3の改正は、22ページに続きまして、第1号、第2号を追加するもので、特定配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式

を決定できることを明確化したものでございます。

その下、第17条の2の改正は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

23ページ中段、第20条の2の改正及び次ページ、24ページの中段上、第20条の3の改正は、それぞれに係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

26ページ、附則第5条関係から最後のページ、31ページ、附則第8条関係の改正につきましては、主に先ほど申し上げた附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

改正文の8ページへお戻りいただきたいと思えます。最下段から9ページへ続きます。附則第1条で、平成29年4月1日から施行するとしております。

次の9ページにわたりまして、第1号で附則第5条、第7条及び第8条の規定は公布の日、第2号で附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成31年1月1日から、第3号で附則第6条の規定については平成31年10月1日とするものです。

その下、第2条は、町民税に関する経過措置を規定してございます。第1項から第3項まで、それぞれ適用年度と適用年度以前の扱いについて規定したものでございます。

中段、第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定してございます。第2条と同じく、第1項から第5項まで、適用年度と適用年度以前の扱いについて規定したものでございます。

10ページ中段をごらんください。第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。第1項は適用年度等を規定し、第2項は軽自動車税の額に不足額があることを納期限後において知った場合において、その原因が所有者以外の者、第三者にあるときは、その当該第三者に対して、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、申し出の機会を与えられた第三者が申し出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車に関する規定を適用するものでございます。

11ページ、第3項は、前項で申し出をした第三者は、当該申し出を撤回することができないとするものでございます。

その下の第5条から第8条につきましては、先ほど新旧対照表で説明したとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第1号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 1点お聞かせ願います。

優良住宅に関してであります。皆野町において、優良住宅の認定とかいう業務は県土整備事務所が行うのかなという気がしておりますけれども、その辺多分そうかなと思って、その辺の確認と、現実皆野町において優良住宅の認定は、発生というか案件はあるのですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 3番、小杉修一議員さんのご質問にお答えいたします。

認定につきましては、ちょっと今把握していないところなのですが、今のところ町で案件はございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、承認第2号 専決処分承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町国民健康保険税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 承認第2号 専決処分承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、内容をご説明申し上げます。

4枚目に新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。国民健康保険税の減額について改正をするものでございます。下から3行目、「26万5,000円」を「27万円」に改めるもので、4割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準について、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げて軽減措置の拡充をするものでございます。

1枚お戻りいただき、改正条例をごらんいただきたいと思います。附則により、施行期日を平成29年4月1日施行とし、第2項におきまして、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成

28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上、簡単ではございますが、承認第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度皆野町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、平成29年3月28日付で行った平成28年度皆野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,300万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,394万5,000円とするものです。

主なものは、交付決定等に基づく歳入の調整と、財政調整基金積立金の減でございます。

また、繰越明許費の補正として、消防団施設整備関連事業を追加いたしました。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度皆野町一般会計補正予算（第5号））の内容をご説明申し上げます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

4ページをごらんください。第2表、繰越明許費補正は、消防団施設整備関連事業の追加でございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書です。事項別明細書3ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。いずれも交付額の確定に基づくもので、主なものは款4配当割交付金617万9,000円の減及び款5株式等譲渡所得割交付金654万4,000円の減でございます。大幅な減額となった要因は、平成28年度初めから11月までの株価低迷でございます。

5ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。款12公債費、項1公債費、目2利子24万7,000円の減は、一時借入金利子の皆減によるものでございます。

款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費1,275万6,000円の減は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度皆野町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、承認第4号 専決処分承認を求めることについて（平成29年度皆野町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第4号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、平成29年5月26日付で行った平成29年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の専決処分でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,379万7,000円とするものです。

本補正は、現在町の活性化を目的に進めている浅草との交流事業に係るもので、6月4日に開催された第9回隅田川水面の祭典への参加経費を計上したものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第4号 専決処分承認を求めることについて（平成29年度皆野町一般会計補正予算（第1号））の内容をご説明申し上げます。

本補正は、浅草との交流を目的として、6月4日に参加した第9回隅田川水面の祭典2017に係る経費を計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書です。事項別明細書の最終の4ページをごらんください。款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費49万7,000円の増額計上でございます。主なものは、節8 報償費、参加団体報償金6万円、節11 需用費、食糧費11万6,000円、印刷製本費8万2,000円及び節14 使用料及び賃借料、自動車借り上げ料13万2,000円の追加でございます。

参加団体報償金は、祭典の中で秩父音頭及びおはやしをご披露いただいた団体への謝礼、食糧費は参加者の食事代、印刷製本費は祭典会場で配布した秩父音頭まつり等のチラシ印刷代、自動車借り上げ料は大型バス1台の借り上げ料でございます。

また、その財源として、3ページに戻りまして、款18 繰入金、項1 基金繰入金、目4 財政調整基金繰入金49万7,000円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、平成29年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 先ほど来お聞きしている中で、具体的にこういうのをやってきたというところでの補正をお伺いしました。実際のところ、秩父音頭の皆さんとかバスで行かれて、どのようなところでどのようなことを、もうちょっと具体的にどのような感じで、大勢このような人が、浅草寺のそばだとか、こういう人が見てくれたとか、その辺の現実どんな感じのものであったか。あと、それに関するいい写真があるかどうか。あれば、こちらとしてもまた載せさせてもらってもいいかなというところもあるので、何かいい感じの、こういうふうにやってきたよという写真もあつたりするものですか。その辺のところを、具体的なところを教えてください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員の質問にお答えいたします。

6月4日、水面の祭典に参加をさせていただいたわけですが、会場につきましては台東区の墨田公園の先になります。隅田川親水テラス、これは河川敷をかなりきれいに整備されたところになります。こちらの特設会場がメイン会場となっております。言問橋というのがございますが、その周辺がイベント会場という形になっております。

その内容ですけれども、当日は10時から水上バイクのフリースタイル浅草CUP2017というのが式典に先立ちまして開催をされております。こうした催しもあることから、かなり若い人からお年寄りまで多くの方が見学に来ておりました。それから、親水を目的とした川に親しむということで、体験コーナーとしてカヌーの子供の乗船というのですか、そういったイベントもあわせて行われておりました。皆野町が参加をさせていただきまして、式典に先立ちまして約15分間、秩父音頭それから秩父屋台囃子を披露させて

いただきました。12時から式典が開催になりまして、約30分間式典が行われたわけですが、その後、また第2回目の披露ということで、秩父音頭と屋台囃子を披露させていただきました。あわせて会場で、こちらから持参した秩父音頭まつり等のパンフレット、袋に入れたものですが、これを会場等で配布をしていただいたということでございます。

また、当日の写真ですが、こちらで踊っている状況、また水面の祭典の状況等々を撮ってきております。踊りの方が東京スカイツリーをバックにして写っている写真もございますので、もしでしたら後ほどごらんいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） この催し、浅草との交流ということで、皆野町の宣伝をしたということはよくわかりました。しかし、この後、例えば浅草の商店街にブースを設けて皆野町のものを売るとか、それぐらいのことなのか。それとも、もっと大きな目標、皆野町をその浅草で宣伝して、知ってもらって定住に結びつくとか、そういう大きな目標というのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの質問にお答えいたします。

今後の交流の方向性ですけれども、6月4日の浅草が開催する水面の祭典に皆野町が参加させていただきました。今度は、浅草側から8月14日の秩父音頭まつりにおいでいただくことで、現在進めております。今後の交流の基本方針といたしますと、それぞれの四季を通じて開催されるそれぞれの浅草のイベント、それから皆野町でのイベント、こういったものを通してお互いの交流を進めていくということで考えおります。現時点では、相手が浅草の商店連合会が中心になっているということもありますので、民間レベルでの交流というのが中心になってくるかと思っております。それを行政が後押しをしていくということで考えております。

また、将来的なことですけれども、小学生の交流というのも見据えて、今後みなの魅力発掘・創造会議のほうで検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 何点か質問したいのですが、いずれにしても専決処分ということであります。専決処分をせざるを得なかった理由について、最初にお聞きしたいと思います。

それと、経費の計上については隅田川の水面の祭典2017への参加費ということで理解したのですが、この中で町長が今までもいろんな場で言われ、きょうも言われてきていますが、浅草との交流開始を始めた。新聞記事なのですが、開始を宣言したということなのですが、具体的に正式といいますか、どこと交流を確認したというか協定したというか、そういった正式な、例えば台東区と皆野町で交流都市として確認したとか、以前でしたら、よく姉妹都市とかそういった関係もあったかと思うのですが、具体的にどこと交流を開始したのか。台東区の中の浅草という場所を特定して、そことどういう形で、どこでそういった交流することを宣言というか協定というか、そういった具体的な正式なあれがありましたらお聞きしたいと思っております。

また、今回初めての取り組みということで、企画費からの歳出といますか、そういったことで提案がされているのですが、今後この事業を継続していくことになろうかと思うのですが、こういった取り組みの事業費というのは今後どの部門で担うことを考えているのか。

また、一番大事なことなのですが、先ほどの常山議員の質問とも関連するのですが、浅草との交流を通じて今後の皆野町の町づくりに生かしていきたいということだろうと思うのですが、総務課長の答弁の中で各種両地域といいますか、のイベント等への参加というか、それも民間レベルでの交流になるということなのですが、町としてこの事業を展開していく中で、具体的に町づくりにどういうことを生かしているのか。先ほど常山さんから言われましたが、例えば台東区のほうから皆野町への移住というか、定住とかそういったことの働きかけをするだとか、いろいろ構想もあろうかと思うのですが、その辺の内容について、ありましたらお聞きしたいと思います。とりあえず、その点。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、今回専決処分をした理由でございますが、先ほどの補正の2号のアドバイザー業務委託と同じでございますが、新年度当初予算を編成する段階において、水面の祭典に参加する内容が明確に決まっておりましたので、確定した段階で専決処分をさせていただいたということでございます。

それから、どこと交流相手になるのかということでございますが、今回浅草水面の祭典を実施をした団体主催者ですが、浅草商店連合会、それから雷門東部商店連合会、それからそれらで組織する隅田川水面の祭典イベント実行委員会が主催になっております。これに台東区、墨田区が後援をするという形で開催をされております。当面の間は、浅草商店連合会の丸山理事長さんが中心になって今回の対応をさせていただいておりますので、浅草商店連合会を中心とした交流というような形になろうかと思っております。ただ、当日祭典に参加する中で、石木戸町長を初め台東区長さん等々とも名刺交換をし、いろいろ意見交換をしておりますので、今後は行政レベルでもそういった取り組みを進めていければということで考えております。

それから、今後どの部門が担当していくかということでございますが、この内容を検討するみなの魅力発掘・創造会議、これにつきましては総務課が担当しております。浅草との交流につきましては、観光ですとかそういった面の関係もございまして、産業観光課と総務課が連携をする中で進めていきたいというふうに考えております。

それから、今後定住なり移住なり、浅草にどうアプローチしていくかというような内容かと思っております。やはり浅草は、商業、観光の面におきまして、日本を代表する観光地でございます。福井先生からも、交流を通じて、浅草においても日々そういった取り組みをしていると、そういったところを皆野町が学ぶことによって、皆野町の町づくりに生かしていくという指導をいただいております。この6月4日に水面の祭典に行ったときも、約1時間でしたが、浅草の町なかを福井先生の案内で体験散策ということで、具体的な事例を示しながら、こういったまちづくりを浅草は取り組んでいるというようなアドバイスをいただきながら見学をしてまいりました。そういった機会を通じて、今後の皆野町の町づくりに生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 新聞の記事なのですが、この議会の中でも話も出ているのですが、いずれにしても石木戸町長が昨年、商工会長の吉岡会長、それと県の秩父地域振興センターの所長と、3人が昨年

この水面の祭典に参加したという経過が書かれているのですが、そういったことを振り返りますと、みな魅力発掘・創造会議を設置して、この間検討をしてきて、第1弾の取り組みとして6月4日にこの事業に取り組んだということになるかと思うのですが、いずれにしましても昨年度の参加状況から考えまして、石木戸町長の意向がかなり強く反映されて取り組まれたのではないかなというふうには私は理解するのですが、正式な自治体レベルとの交流都市とか、そういった形ではないというふうに答弁の中で理解したのですが、その辺について今後どういうふう考えているのか。

というのは、もう30年近く前になるでしょうか、新潟県の岩室村は町の海の家を開設している自治体なのですが、ここと祭りを中心として交流が取り組まれた時期が何年かあったと思うのですが、その後について、町長もかわられたということもあるのでしょうか、もう立ち消えといいますか、尻切れになって、かなり経過しているのですが、正式な当時から交流都市とかという形での協定等は結んでいなかったというふうに私は記憶しているのですが、そういった経過もございますので、今後の正式な協定というか、そういったことについてどのように考えているのか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 当日、墨田区長とか台東区長とかともお会いをいたしまして、いろいろというか、限られた時間ですから、ただ秩父、皆野町には、まさに緑と清流とか、あるいは伝統文化だとか、そういうものが豊富にある地域です。そしてまた、浅草にはにぎわいこそあるかもしれませんが、そうした浅草にない魅力がこちらにはあるのだと。将来的には子供たちとの交流、あるいはユネスコ登録になった秩父のお祭りだとか、あるいは一昨年ですか、いわゆる前原の不整合を中心にした、そうした「地球の窓」と言われるような、子供たちには大変勉強になるものが秩父にはあるのだと。ぜひそういう町でするので交流をというような話をしたら、あちらの区長も、ぜひそういう交流ができるように努力しましょうという話には、お互いしたところがございます。また、こちらから子供たちをああしたにぎやかな浅草のようなどころへ行って見学を、あるいは散策をということも大事なことかなと、こんな思いしております。

それから、岩室村の関係ですけれども、確かにそうした時期もありましたけれども、今でも夏休み、夏の間、海水浴等に出かける人たちには、大人、子供に補助して、今でも利用されている方々がかなりあります。ただ、向こうからこちらにおいでいただくということが今のところ途切れておりますけれども、そんな呼びかけも必要なことかなと、こんな思いでおるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ民間レベルの交流に任せるということではなくて、自治体レベルの正式な交流都市を結ぶかどうかというのは別にしましても、自治体間の交流を強める中で、ぜひ秩父といいますか、皆野にそういった台東区の人たちがまた定住できるような、そういったことも含めた息の長い、また町の活性化に結びつけられるような交流をぜひ進めていっていただきたいということを要望して終わりにいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。



◎発言の訂正

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 先ほど小杉議員さんから質問のありましたことで、認定長期優良住宅の関係ですけれども、これにつきましては町が受け付けて、熊谷建築安全センター秩父駐在へ進達をするということでございます。担当は、担当というか所管は、県の都市計画課開発指導担当が所管をしているということでございます。

それから、ちょっと私の思い違いで、「ありません」と答えてしまいました。認定長期優良住宅3軒、皆野町で去年度ありましたので、訂正をさせていただきます。済みません、申しわけありませんでした。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時26分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、田島伸一氏の任期が平成29年12月31日をもって満了となります。

つきましては、田島伸一氏を改めて人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、山口三千代氏の任期が平成29年12月31日をもって満了となります。

つきましては、山口三千代氏を改めて人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。



◎同意第3号の説明、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第3号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員、小笹昭二氏の任期が平成29年6月23日をもって満了となりますので、引き続き任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただけますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより同意第3号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に2番、林太平議員、3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に2番、林太平議員、3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第3号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◇

◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題いたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第11、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（大澤径子議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員）　これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会　午後　3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 宮 原 睦 夫

署 名 議 員 大 塚 鉄 也